

平成27年度鹿追町各会計歳入歳出決算審査特別委員会会議録

日時 平成28年 9月16日(金曜日)

午前 9時30分

場所 鹿追町議会議場

1 付託案件審査

- (1) 認定第1号 平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第2号 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第3号 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第4号 平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第5号 平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 認定第6号 平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 認定第7号 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- (8) 認定第8号 平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(9名)

1番 山口 優子議員	2番 武藤 敦則議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	7番 川染 洋議員
8番 狩野 正雄議員	9番 吉田 稔議員	10番 安藤 幹夫議員

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	吉田弘志
農業委員会	会長	櫻井公彦
教育委員会	教育長	大井和行
代表監査委員		野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺利信
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	津田祐治
商工観光課長	西科伸之
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	檜山敏行
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	浅野富夫
消防署長	内海卓実
会計管理者	松井裕二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	大前健也
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局 長 櫻庭 力

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 黒井 敦志

書 記 坂井 克巳

平成28年 9月16日（金曜日）午前9時30分 開議

○議会事務局長（黒井敦志）

これより平成27年度各会計決算審査特別委員会を開催します。開会にあたり、台蔵征一決算審査特別委員長よりご挨拶がございます。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

8月17日以降の4回に亘る台風が北海道に上陸し、大変大きな被害を受けたところがあります。北海道開拓以来の一番の災害とも言われております。休む暇もなく災害復旧のため町長を中心として全職員で対応にあたられていることに、心から町民を代表して感謝とお礼を申し上げたいと思います。健全な行政運営がされ、町民のために役に立っているか判断して、来年度以降の行政運営に生かされるよう真剣な審査をよろしく願いたいと思います。

○議会事務局長（黒井敦志）

次に、吉田町長から、吉田弘志町長からご挨拶をいただきます。

○町長（吉田弘志）

本日から3日間に亘りまして台蔵委員長の下で、平成27年度の各会計8つについて今日からご審査をいただきます。今、委員長の方からお話がありまして、議会で議決をいただいた予算等々について適正に執行されているかどうかについて審査をいただくわけでありまして、このことは当然、来年度の予算に大きく影響するものと、このように考えているところであります。私どもとしても適正に公正に予算の執行を行なっているつもりでありますけれども、これらについて皆様方の適正なご審査をいただければありがたいというふうに思っているところであります。また、お話ありまして、この台風でありますけれども、こうした現象については地球の温暖化等々が要因というふうに言われているところでありまして、これが今後、良い方向に改善をされていくというふうにはとても思えないわけでありまして、今後はこうした台風は常にあると、あるいはこれ以上のことがあるということも想定をしながら、万全の体制を図っていく必要があるだろうというふうに考えておりまして、町としてもいろいろな今回の起きた事象についてしっかりと検証して、道あるいは国に対してお話をすべきことについてはしっかりと要請書を以ってあげていきたい、このように今準備をしているところであります。また一昨日、昨日については秋祭りでありました。若干、人出も少なかったようでありますけれども、しかし大変な賑わいがあったというふうに思っております。そして私どもがこれまで進めてき

た台東区との交流もいよいよ私は高い深い次元での交流に結び付けていく、そういう所に来たなというふうに思っております、これまでは私どもがどちらかと言えば能動的に台東区の方にいろいろとお話をしてきた。しかし台東区もそれを受けて今後について協議をしていただける。そして来年の4月には何らかの文章による協定をしたいという申し受けも、お話もいただきましたので、そういう状況を踏まえて鹿追としても今後の人的、文化的、あるいは経済交流等々含めて考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。そして今回の文化交流についてお骨折りをいただきました議員の皆様方に心から感謝を申し上げ、決算委員会での冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより議事に入ります。まず、ただ今から平成27年度各会計決算審査特別委員会を開会します。

これより議事に入ります。まず本委員会に付託されました平成27年度各会計決算認定について、議案に表記の8件を議題とし審査を行います。

次に、審査日程についてお諮りします。審査日程は、本日9月16日、20日、21日の3日間としますが、審査が終了次第閉会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。審査日程は本日9月16日、20日、21日の3日間としますが、審査が終了次第閉会とすることに決定しました。

監査結果について

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

認定第1号、平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定など8件についての、監査結果について、監査委員の報告を求めます。野村英雄代表監査委員。

○代表監査委員（野村英雄）

委員長の許しを命により監査報告を申し上げます。監査報告させていただきますが、すでに皆様方には提出してあります決算審査意見書に基づいて監査報告をさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。始めに、平成27年度鹿追町各会計歳入歳出決算審査意見書についてでございますが、地方自治法第233条第2項の規定により、審

査に付されました平成27年度鹿追町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおりでありましたので、意見を付して報告いたしますとして、1、審査の概要、審査の対象は、1、平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算、2、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算、4、平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算、5、平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算、6、平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。実施期間は、平成28年8月1日から平成28年8月30日までに実施いたしました。審査の方法では、審査にあたりましては、決算報告書と決算付属書、出納伝票を突合して計算の正確性、予算執行状況の適否を調査し、適宜に関係者の説明を求める方法で実施いたしました。審査の結果につきましては、すでにこの意見書をお目通ししていることと思いますので省略させていただき、総括のみを読み、報告とさせていただきたいと思います。17ページ、総括です。平成27年度一般会計から見る財政状況は、歳入で見ると前年度より10億1,249万9千円低い76億3,248万5千円で、歳出も12億1,679万1千円減の71億5,566万6千円で歳入、歳出ともに減額でありましたが、町税においては飛躍的な増収で、前年度より1億3,884万2千円増の8億9,068万7千円となりました。これは町の基幹産業である農業において農作物の大豊作等の好影響と考えます。その他に寄附金（ふるさと納税）と、地方交付税の増となりましたが、国庫支出金、道支出金の減により全体額が減額でありました。しかし、財政構成においては自主財源が前年より6.3%増の34.0%であり、近年最高率となりました。決算における財政分析の主たる指標から前年度と比較した結果、経常収支比率は0.2%減少し、多少硬直化が改善されております。また、公債費比率は1.9%増加し、多少元利償還額負担状況が悪化したことになると思います。起債制限比率では1.0%増加しましたが比率的には良好でございます。財政力指数では0.2%増加で、前年度とあまり変化はありません。国は国内景気の底上げ対策を柱として、国策を進めている中、財政健全化の道程が遠のいている状態で、国から地方への交付金、支出金が厳しくなると予想されます。地元企業の活性化及び地域振興の推進を図るため、限られた財源を最大限に活用し、町民の期待にこたえる政策を推進していくことを強く望むものであります。以上で一般会計及び各特別会計の報告を終わらせていただきます。次に国民健康保険病院会計に移らせていただきます。

平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書についてでございます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計決算は、審査の結果、次のとおりでありましたので、意見を付して報告いたします。審査の対象会計は、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計、審査の期間は、平成28年7月1日から7月31日までに実施いたしました。審査の方法では、審査にあたりましては、決算報告書のほか、決算付属書（以下決算諸表という。）について計算の正確性、予算執行の適否、また関係法令に準拠して作成され、企業としての経営成績、財政状態が適正、正確に表示されているかについて審査いたしました。また、病院の経営内容を包括するため計数の分析を行なって、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼に考察いたしました。以下審査の方法及び審査意見につきましては省略させていただきます。14ページの総括、全国的に公立病院の経営収支の悪化及び十分な医療提供体制の維持が難しくなっている状況を踏まえ、地域公立病院の医療機能体制を整備し、経営の効率化と維持可能な病院を目指すことを総務省より通達されました。平成21年、本町病院においても地域医療の役割を明確化し、経営効率化や再編ネットワーク化、経営形態見直しの3つの視点から病院改革プランを策定し、経営基盤強化と安定を図り、住民に必要な医療体制の提供を進めるとして、平成24年に病院を増改築し経営改善に取り組み現在に至っております。本年度病院事業決算では、前年度比3,815万1千円の増であり、本来事業の医業収益では前年度比2,119万円の増となった。これは患者数が外来では減少しましたが、入院では増加したことや診療単価が入院、外来ともに上昇したことによるものであります。多くの自治体病院関係や自治体医療機関が単年度決算で赤字となり、一般会計からの繰り入れによって経営を継続している現状であります。本町病院も例外ではなく本年度の運営費補助金は6,556万円で前年度比1,793万6千円の増となっています。前年度の特別損失の影響などを特別な要因があったためだと思いますが、しかし管内自治体病院の現状と比較すると本町病院の財務状況、経営環境を考慮すれば、決して劣ることもなく良好であると判断します。国は今後、病院ではなく自宅での最期を迎えるように「在宅看取り」を推進し、全国のベッド数を削減して医療費抑制を図る方針で、在宅医療の体制整備を早期に進めようとしています。今後も病院運営を取り巻く環境は、さらに厳しい経営を強いられると思いますが、診察療養環境の向上により住民ニーズに添う医療サービスを多く提供できるよう期待するものであります。以上で、国民健康保険病院事業会計の報告を終わらせていただき、次に財政健全化及び経営健全化の審査意見書に移らせていただきます。

平成27年度鹿追町財政健全化及び経営健全化審査意見書について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成28年8月1日審査に付されました平成27年度鹿追町財政健全化及び経営健全化について審査しました。結果、次のとおり報告いたします。審査の概要は、審査の対象といたしまして、財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であります。資金不足比率については、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計であります。審査の期間は、平成28年8月1日から平成28年8月30日までに間に実施いたしました。審査の方法は、この財政健全化審査及び経営健全化審査について、町長様から提出されました財政健全化比率及び経営健全化比率、算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果は、省略させていただきまして、総括のみご報告をさせていただきます。2ページの総括、健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率においては黒字決算のため表示はありません。実質公債費比率は、前年比0.1%の増加であり年々減少傾向でありましたが、本年度多少ながら増加しました。健全化判断基準から見ると問題はないが健全な財政を期待するものであります。経営健全化資金不足比率では、各会計とも黒字決算であり、資金不足は無いため表示はありません。一般会計、特別会計とも基準値を下回り、良好な財政であります。以上で、財政健全化及び経営健全化審査意見書についての報告を終わらせていただき、次に北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書に移させていただきます。

平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書について地方自治法第292条の規定により、準用する地方自治法施行令第5条第3項及び同令第218条の2の規定に基づき、審査に付されました平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算は審査の結果、次のとおりでありましたので意見を付して報告いたします。審査の概要、審査対象としまして、1、北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算、2、決算付属書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、審査の期間、平成28年8月17日から22日に実施いたしました。審査の手続きは十勝圏域消防広域化が進められ、平成28年4月1日付けで「とちかち広域消防事務組合」が新設された。これにより北十勝消防事務組合が解散したため、消防団に関する事務は構成4町（音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町）へそれぞれ承継され、それ以外の事務は「とちかち広域消防事務組合」にそれぞれ承継されました。組合の解散により、地方自治法施行令の準用により

組合の収支は、その組合の管理者が決算し、旧組合の管理者から事務を承継された団体の長に送付され、各長は法施行令に基づき、当該団体の監査委員が審査を行い、意見を付けて議会の認定を付さなければならないとなっているもので審査いたしました。審査の方法では決算審査は平成28年3月31日付けで管理者から審査に付された平成27年度一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、証書類との照合、その他必要と認めた審査手続きを実施いたしました。また審査にあたっては、関係職員に対し資料の提供や説明を求めるとともに、定例監査と例月出納検査の結果も参考といたしました。審査の結果につきましては省略させていただきます。8ページの総括、本決算は北十勝消防事務組合の解散により、通常とは異なる決算となりました。審査にあたっては、前年度までの決算審査は、旧組合監査委員が実施しており詳細に前年度との比較ができない状況でありましたが、解散年度の予算執行、運営にかかる事務等は、適切に処理されているものと判断しました。十勝における消防広域化に対し、今後市町村に位置付けられる消防団に関しては各市町村の職員として併任され、消防署員と消防団員の緊密な関係を維持していくものであります。東日本大震災、熊本大震災等の災害を見たとき、ますます地域防災力の強化が求められています。今後も町民の防災意識の高揚とともに、消防団の加入促進と人員確保に努め、消防広域化のメリットを住民に還元し、住民生活の安全を守る体制を築いていくことを切に願うものであります。以上で各会計における決算審査意見書についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

以上で監査委員の報告を終わります。これから、監査報告に対する質疑を行ないます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑なしと認めます。これで監査委員に対する質疑を終わります。

これより各会計の決算審査を行います。

お諮りします。決算審査の方法については、各会計の認定についてそれぞれ質疑を行い、全会計の質疑終了後、総括質疑を行います。次に、会計の認定毎に討論を行い、討論終了後採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。

認定第1号 平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算に対する質疑

歳出 1款 議会費全般 41ページから

2款 総務費全般 57ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより、認定第1号、平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算に対する質疑を行います。最初に歳出から行います。41ページからの1款、議会費全般と2款、総務費全般57ページまでとします。質疑ありませんか。10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

2点ほど、お伺いをいたします。まず47ページ、公害防災費、それから51ページ、ジオパーク事業費の2点についてお伺いをいたします。まず1点目、防災の関係なんですけれども、27年度、防犯カメラの設置と同時に警察署との協定の調印を実施しているわけですが、その設置の後の効果、または抑止力といったものについてお伺いをいたします。それから2点目、ジオパーク事業について、ジオパーク事業も進められているわけですし、特に27年においては飲食店組合を中心としたジオマスターの育成またはそれぞれのブース、またはジオサイトといったツアー等々実施しているわけですが、この中で一番、今後課題となるべき点というのは、やはり住民の周知ではないかということで住民の周知に向けての事業の取り組みをどう行なってきたのかということの2点についてお伺いをいたします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

安藤議員の1点目のご質問についてお答えいたします。防犯カメラにつきましては27年の5月15日に新得警察署と運用の協定を締結させていただいたところでございます。犯罪件数がですね、27年度は13件ということで26年度と比較いたしますと4件ほど件数は減っております。ちなみに26年度は17件ということで、この件数が減っていることと防犯カメラを設置したこと、これは報道を新聞等でですね、報道にも出ておりましたので鹿追町には防犯カメラがあるぞと、なんらかの抑止力になったのではないかとこのように考えております。またあの現在4台のカメラを設置しておりますけれども、これに

つきましても新得警察署からの情報提供といたしますか、捜査照会がきまして、27年度につきましては4件の提供、映像の提供を行なっているところでございます。その結果については一切、我々には知り得ません。知り得ないことなので、どうなったかということまではわかりませんが、非常に町民の安心、安全を守る一つの抑止力になっていることは、私どもとしては実感しているところであります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

西科ジオパーク推進室長。

○ジオパーク推進室長（西科伸之）

今、安藤議員からご指摘のありましたジオの関係でございますけれども、本年の3月にジオパークのビジターセンターが完成いたしまして、多くの町民並びに観光客、道外からも訪れられているわけでございますけれども、その中でどのようにして住民に周知するかということでございますけれども、先ほどございました飲食店等によりましてジオマスターとこれにつきましては、現在28店舗が登録されており、またジオサポーターも24名の方が会員登録されているという中で、さらなる住民へのアピールということで考えていかなければならないのかなと思います。また来年におきましてはジオパークの再認定ということもございまして、これにはやはり地域を挙げての推進ということがございますので、それらを踏まえましてPR方法等も検討していきたいと思っております。またジオサポーター、こちらの方からの提案もございましていろいろなイベント、PR方法も検討しまして新しいところでは救急講習会、こういうことも実施しまして多くの町民の方を巻き込み、入れた形での盛り上がりを図っていきたく思っております。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑ありますか。安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

まずあの防犯カメラについて、再度お尋ねをしたいと思っております。こうして効果、抑止力等について上げているということですし、今、街灯等についてもLED化を進めて町をより明るく安全に確保しようということの事業の取り組みは進められているわけですが、またあの民間の方のご協力等もいただいて死角になる部分の撤去等、子どもたちのみならず住民の安全の確保ということについては取り組みを進めているわけですが、それが台数が云々とか、どこまで付ければいいのかということではないんですけれども、今後、さらにその犯罪の抑止力、効果が上がっているとすれば、危険な個所、それか

ら夜ばかりでない日中も犯罪が起きないとは限らないわけですから、危険な場所等についてのさらに設置について今後に向けて検証されているのかどうか、またその考えはあるのかどうかをまずお尋ねをいたします。これは町長に聞いた方が良いですか。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田弘志町長

○町長（吉田弘志）

今、課長の方からね、効果はあるというふうに考えている、感じているというお話があった。私もその通りかなというふうに思っている。それである台数関係ないというふうにおっしゃられました。私もそう思いますけれども、どうしてもですね、公共施設において、どうしても管理上、そういうものを必要とする個所はあるなというふうに感じておりました、それらについてはですね、増やしていこうかなというふうに思っておりますけれども、私どもと普段生活をしてね、常に監視をされている社会というのはあまり望ましくないというふうに思っておりますから、ある台数をもっともって鹿追はそういうことにしっかりやっているぞと危ないぞと。あそこに行って犯罪を起こせないぞという、そういうPRはね、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑ありますか。安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

次にジオパークの関係で今年度より担当課が変わってしまって、課長もなかなか答弁しづらいところがあるのかなというのは十分承知しているんですけども、今、お話ありましたように来年、再認定、今年度審査ということになってスケジュールは当然できあがっているわけで、その時にやはり以前からも申し上げてますように、住民を巻き込んだ住民への周知というのが、どこも見ますと世界認定を受けている所なんていうのは特にやっぱり住民を巻き込んで進めていますし、いずれにしてもその通りを真似をするというのではなくて、鹿追町にあった、良い形のものを、やっぱり住民に周知できるような方法を今後ご検討願いたいと思います。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

答弁よろしいですか。次ほかにありますか。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

決算書の45ページ、企画振興費、決算資料の42ページ、移住促進関係についてお伺

いします。これらの、総合計画の施策名でいうと移住者誘致の促進という施策、事業名でいうと移住相談ワンストップ窓口と移住体験事業ということになるかと思うんですけど、これあの拝見しますと平成23年度からどんだん減ってきています。この移住者の目標、そして現在の課題と今後の方向性についてお伺いします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課課長（渡辺利信）

お答えしたいと思います。移住の関係につきましては、今、ワンストップ窓口ということで移住体験住宅を今は鹿追の青嵐荘1カ所と、今、SSハウス、2カ所の移住体験ハウスがございます。SSハウスの方はご存知のようにカナダの方お見えになっておりますので使っておりませんが、現在、青嵐荘1カ所ということで、以前はですね、鹿追1号という丁度、町立病院の物療の先生が住んでいたところをお使いになっていたんですが、かなり古くなったということで、今、青嵐荘1カ所ということで、移住体験に関してもですね、最近3名6件ということで少ない状況になっております。ただですね、総合計画にも申し上げておりますが、移住に関してはですね、山村留学も含めてですね、かなりこれから有効な人口減少対策になるということで前向きに進めておりますが、なかなかですね、表現悪いんですが、移住を体験するというよりも各町村そうですが観光の拠点化している部分がかかり見られるということで、今、北海道の移住対策協議会の私、幹事として出ておりますが、各町村そういうことが問題になっております。といいますのは、北海道の移住をするという方も中にはいらっしゃるのですが、現実問題としてその移住体験ハウスを利用してですね、観光をするという方がかなりいらっしゃるということで、今、協議会の方でも、その辺を含めてですね、本気で移住する方が何人いるんだということで今、協議を進めている最中でございます。その辺の見極めは大変難しい状況でございますが、ただ今、現状としては今1件の青嵐荘という移住体験住宅をフルに利用してですね、移住の体験をしていただいてですね、鹿追町をPRしている状況でございますが、なにせですね、冬になるとかなり誰も使ってくれないという状況で、これは鹿追町は限らずですね、外の町村もそういう状況ですがなるべくですね、有効に利用してですね、鹿追町の良いところをPRしていただいてですね、なるべく熟年層並びに若い方々がですね、鹿追に住んでもらえるような活動を行なっていきたいと思っておりますし、今、ホームページでもですね、空き家の関係についても周知させていただいております。多くの情報を皆さんに提供してですね、

なるべく鹿追町に住んでいただけるよう活動をですね、行なっていきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

山口議員。

○1番（山口優子）

今あの課長、おっしゃっていただいたように目標は移住者誘致の促進、そのための手段が体験住宅ということでこれが手段として有効に機能しているのかどうかというのは私もやはり観光の宿泊宿の代わりに使われているという実態も存じておりますので、1つ疑問だなと思いました。その移住体験事業自体を否定するわけではないんですけども、移住者誘致の促進のために他の手段と言うかやり方というのをもっと考えていかなければいけないのかなと思います。ワンストップ窓口の相談件数についてもどんどんどんどん、減ってきていてやはり相談に来る人が、相談に来る人を増やさない限り実際に移住してくださる方も増えていかないと思いますので、そのために先ほどホームページで空き家の状況なども提供されているということだったんですけども、やはり移住を考える方というのは、まず、絶対に町のホームページは100%見ると思います。その時に移住ご希望の方へというページに鹿追町では農業のお仕事があります。町では斡旋していません。移住者の体験の、移住者の話ということで例も数年前の1例が載っているだけなんです。窓口を通じた移住じゃなくても鹿追町に移住者と言うのは実際、たくさんいるわけですので、その体験者、移住者の話、すみません、体験者じゃなくて移住者の話というのも10件、20件と載せることができると思うのでそのあたり力を入れていってほしいなと思います。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、ほか、5番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

53ページの徴税費ですか。これについてちょっとお伺いします。徴税に関してですね、町内はよろしいんですけども、その町外、道内とか道外とかそちらの方へ徴収に行くということはあったんでしょうか。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

徴収に関しまして、道外へは行っておりません。道内はございます。道外への徴収はございません。道外につきましてはですね、滞納整理機構というところに案件を本町から出しておりますので、それにつきましては十勝滞納整理機構というところが処理をしていただくような形で進めております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、加納議員。

○5番（加納茂）

あの以前ちょっと気になったことがあるわけですが、遠距離に徴収に行くということは、それなりの経費が掛かるわけですね。おそらく2名で行くと思うんです。で、取ってくる、取ってくるっていうのは失礼ですけど徴収してくる税額がそれを下回るというような赤字になるということもあると思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい、議員仰るとおり当然ですね、費用対効果を考えた場合です、もちろん、そういうこともありうると思いますが、納税をしていただく税の公平性から考えて納めていただくのは義務でございますので若干、そういう場合もあろうかなというふうに考えております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、加納議員。

○5番（加納茂）

確かにあのこれはちょっと信じがたい話になりますけれども、お金を掛けて徴収に行つて貰ってくるお金がその経費より下回るという、これはあのなんかちょっとぴんと来ない。矛盾を感じるわけです。ただこれは制度上しかたのないことだと思いますけれども、これはなにかその特別な方法っていうのか、そういうのはないもんなんじゃないかな。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい。まずあの方法はいろいろございます。例えばですね、預金調査、これをさせていただきます。それから給与の差し押さえ、それから不動産等の差し押さえというような形になりますけれども、できるだけですね、納税意識をご本人に高めていただいてそういう

ことなくですね、気持ちよく納めていただくのが私どもが一番良いと思っておりますので、これにつきましては職員が電話等でかなりご本人と納税相談も含めてお話をさせた上でですね、分納計画を立ててですね、その中で納めていただくように。できるだけいからかでも納税を進めていくという方向で動いておりますので、27年に限りましては足を運んで経費を掛けた分と比較した場合に経費を掛けた方がちょっとなんか無駄なことじゃないかというようなことはございませんでしたので、今後もですね、やはりいろんな調査をした中で進めて行きたいというふうに考えております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、次質問、2番、武藤敦則議員。

○2番（武藤敦則）

47ページの公害防災費ですが、資料の51ページですが7月10日に行われました鹿追町防災演習ですけれどもこれの住民の参加の状態、また住民の防災意識を高めるのに効果があったかという点についてお伺いします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい、昨年7月に行なわれました総合防災演習で約10年ぶりに町民と共に行なった訓練でございますけれども、これにつきましては約400名の参加をいただいて実施いたしました。消防と抱き合わせの演習ということで午後から消防の訓練等を見させていただくというようなことございましたけれども、住民への効果というものは私はあったというふうに考えております。自分の避難場所、まずは避難所ではなくて避難場所ですね。これがどこかということ、これがある程度ですね、理解していただいたのではないかとこのことを考えますと効果はそれなりに出ているのではないのかというふうに考えます。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

武藤議員。

○2番（武藤敦則）

鹿追町は防災でなくて災害の少ない町ということですね、なかなか参加人数もですね少ないのではないかと思いますけれども、今後、町全体の住民に関係するということであるような考え方はありますか。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい。町民全体といいますか、町民すべての方にですね、防災訓練は私どももしていかなければならないと思いますし、町民も体験していただきたいというふうには考えておりますが鹿追町全部でやるということにつきましては、議員ご承知とは思いますが、非常にあの時間の掛かるということとそれから細かいところまでなかなか手が届かないという部分もあったかなというふうに昨年度感じておりましたので、町内会ぐるみでそれを計画的に進めていくという形をとれば、100%ということにはならないとは思いますがより多くの住民が防災に対しての意識を高めていただける。そして我々も防災に対しての住民へ伝えていけるというふうに考えております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

武藤議員、よろしいですか。はい、9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

まずあの45ページの関係の決算の資料の方では40ページになるかと思っておりますけれども、まず1点目の札幌鹿追会、この関係、去年も私ここで質疑させていただいたんですけども、私の記憶では3年間くらいかな、総会も開かれていない状況値、また今後の取り組み状況等々も含めてですね、どうあるべきかについて、やっぱりなんていうのかな、正常な組織団体等々含めてですね、その点今後の進め方またあり方等々含めてね、これいろんな部分があるかと思うんだけど、その点含めてやっぱりある程度そういった部分で人選といいますかね、人を介してのお話ということになるかと思うんだけど、それら含めてそういうあれがあるのかね、それも含めてお願いをしたいなど。それと防衛関係なんですけれども、これについてはあのそれぞれですね、前年度、斉しくですね、順次要請活動しております。そういった流れの中で鹿追的にいえばですね、増員増強の問題と併せて宿舎の問題もあるかなというふうに思っているわけですけども、これら等々含めてね、今後どんな判断の元にどういう要請を進めていかんきゃならないのかね。その丁度、過渡期にきているなど。過渡期というのも最終的なマックスにきているなどというように私の情報の流れの中でもですね、そういうことが増員兼ねて寄宿舍の関係、宿舎の関係等々含めて、町長もこれ発表できる部分と発表できない部分があるかと思っておりますけれどもね、一定区分、町民斉しく思っていること、また議会にそういう情報の開示等々含めながらね、町長の考え方も併せてお聞きをしたいなど。それと今回、これ私の流れの中ではもう6年

ぐらい掛かって台東区との友好交流等々図ってきたわけですがけれどもね、今回、いろんな部分で文化交流がなされて、また写真展含めて芸妓さんのご披露もあったということで、大変近づいた部分になったのかなと思っておりますけれどもね。それ等々も含めてですね、今後の考え方、またそういったこちらの思いがね、一定区分、達成、成就されるような流れをつくりたいなというふうに私どもも議会側としても考えているわけですがけれども、今後の取り組みについてはそれぞれの部分の流れの中で、町長からも行政側等々としてですね、それら等々含めて開示できる分があれば、開示をしていただきたい。それと合わせて議会側もですね、当然的に12月の等々含めてですね、今後、末永くの交流のあり方等々も含めて議論させていただくことも^{やぶさ}吝かでないなというふうに思っておりますのでそれら等々、行政側と議会側両輪の部分でですね、尚一層効果の上がるような交流を作成していきたいと。それで一番ここで問題になってくるのはね、今あの言ってみれば自民党会派等々と推し進めているわけですがけれども、それ以外の会派もあるわけですがけれども。それら等々含めてね、議会側も町長等々含めた流れの中でですね、一定の部分の流れの中で今後のそういった見通し等々、状況等々含めながらね、進めさせていただくことがいいのかなというふうに思っておりますけれども、それあたりの考え方について町長のご意見があればいただきたいというふうに思います。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

渡辺、吉田弘志町長。あ、いいですか。渡辺企画財政課長。

○企画財政課課長（渡辺利信）

すみません。1点目の札幌鹿追会の関係でございます。ここ2、3年総会ができなくて皆さんにご心配を掛けておりますが、実際、札幌鹿追会のメンバー自体は十数名いらっしゃいますが、ほとんど高齢化しております、寺島会長含めてですね、高齢化して動けないということで今、現実的には鈴木全明さんという事務局の方がですね、中心となっております。いろいろ相談をさせていただいておりますし、町長とも相談させていただいております。最近の流れでございますが、今、総会をやりたいということでございますが、なかなか札幌在住の人に文書を出したいのですが、なかなかそのデータがないということもありまして、なにかうまい方法で総会をやろうかと考えるかといういろいろ協議を重ねておりますが、昨今ですね、鈴木全明さんの方から実はこれ言っているかわからないのですが、道庁の方に赤レンガカフェという13階にレストランがあるんですけれども、そこのオーナーの方がですね、今後ですね、鹿追フェアをやってもらえないかという提案がございまして、実は

今月25日の産業まつりの日に鈴木全明さんとそのオーナーの社長さんがお見えになって鹿追の食材を見たいという提案がございまして、実はそこから突破口でですね、赤レンガフェアで何とか鹿追フェアを開けるような形はこれから相談させていただきます。その中でですね、鹿追会をそこでなんかやりたいなということです。今、まだ相談の段階でございしますが、進めている状況でございします。なかなかですね、今の先輩たちがあまりにも優秀だったものですから、なかなか若い人が入ってこないという状況で、本来的には若い人たちに入っていていただいて札幌鹿追会を再建させたいのですが、なかなかその突破口が見つけれないということですので、今、事務局と鈴木さん、町長も含めてですね、ご相談させてもらっておりますが、なかなか結果は見えてこない状況でございしますが、何とかですね、赤レンガフェアを突破口にですね、人の集まる機会を作っていただいて、鹿追の食材を提供するという形ですね、そこに鹿追に縁のある人たちを来てもらって、なんとか総会を開けるような形に持っていければいいなかとということで、今、相談している最中でございしますが、またこれからもですね、議会と相談させていただいてですね、そういう形で実行に向けてがんばっていくのかですね、相談させていただきますのでよろしく願います。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今、札幌鹿追会については課長、話したとおりでありますけれども、いろいろと名簿を作っておりますね、札幌在住者等々の把握もしております。ただこれもですね、やっぱり情報、個人情報ということでもありますから、扱いが微妙に難しい件もある。そういう中でこの間もあのお話をしたんですが、もう一回原点に戻ってね、あの人から人へという繋がりの中で、今度札幌でこういうのがあから出てきたらどうかというね、呼びかけをまず各階層に亘って何人かの発起人でしていくと、そこからスタートしなければもう一回、先ほど言った原点に戻っての再構築ということを考えましょうというお話の延長上に今の課長のお話したことがありますんでね、これらも含めて、考えてやりたいというふうに思っております。それから防衛関係でありますけれども、増員あるいは宿舎の問題等々についてずっと運動を展開をしております。宿舎の関係はね、少し今見えてきたという状況であります。あの財務省が防衛に対して、防衛が駐屯地等々に対して予算の関係ですね、旅団に対しての予算の関係でいろいろと問い合わせがきております。したがって今ある宿舎を将来どう

するのかということについても財務省の方の求めにということで情報について鹿追町の考え方を、ということでありまして、元より新しいものができればですね、古い宿舎については町としては活用の方向があるということのお話をさせていただいております、少し、これもですね、なかなか財務省が金がないということで厳しかったようでもありますけれども、いろんな先生方の努力によってね、見えてきたという状況であろうかというふうに思っています。それから増員関係なんですけれども、今、次の防衛大綱の中で再編ということでもあります。あの北部方面、それから旅団等々の中での再編ということが今、防衛本庁であるようでもあります。お話によれば本庁の方、それから方面、それから旅団、それぞれ少しずつ違うけれども鹿追の駐屯地についてはこの中で考えなきゃならんという話が出ているようでもあります。この機を逃してはね、私はならんと考えていますんで、もう少しあのそれぞれの考え方の違いがどうあるのか、最も鹿追町にとってプラスになるところはなんなのか、それからあの駐屯地の方もですね、やはり再編という中では鹿追のためになる現在以上の鹿追のためということを考えていくことが必要であると。したがってどういう内容の部隊をですね、鹿追に配置をすることがいいのかも含めて、いろいろと考えているというところまでの情報はいただいているところでもありますので、これ以上はですね、まだお話をする段階ではないと、私の方でも承知をしております。それから台東区関係ですが今回おかげ様で文化交流ということで来ていただきましたし、12月にはこちらからも行くということでありまして、これはですね、私あの先般、交流課の職員、課長、係長、係ですね。3人して鹿追に来ました。これは多分私は区長の命令を受けて来ているというふうに承知をしておりますけれども、いずれにしても来年の4月を目処になんらかの部分協定を結ぶ方向で考えたいということで。その部分協定についてはですね、何をまず協定にして結ぶべきなのか、これについては今後ですね、さらに詰めましょうと。一つの案としては例えば防災協定と言うのは姉妹提携云々に関わらずあっても有効ではないかというようなお話をさせていただきました。向こうもですね、そうだなと、そうですねというお話をしておりましたから。この辺もですね、含めて今後協定等々の内容について詰めさせていただきたいというふうに考えているところでもあります。それから最後のね、党というの、ちょっと何を焦点としてお話をしたらいいかわからないですけどもね。自民党の。

○9番（吉田稔）

いや会派。いろんな会派があるわけだけでも。

○町長（吉田弘志）

会派、その会派というかね。まちづくりのいろいろな課題についてそういう会派をね、生かしていくということの話ですか。この台東区との会派ですか。これはね今は自民党会派ということで使徒しておりますけれども、私どもが訪問した時もね、公明党もご参加をいただいておりますね。ですからそこら辺を軸にしながら、これは向こうの方でね、台東区がどう鹿追との対処をする考え方を持っているかということがね、まず私は先じゃないのかなと。今は窓口は自民党会派というふうに考えております。その縁をですね、突破口にしながら考えていく必要があるだろうと。多分、協定だとかね、そういう部分についてとなればこれはもう全会派参加の元で行なわれていくんだらうというふうに思っております。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑ありますか。はい、吉田議員。

○9番（吉田稔）

前向きなご答弁をいただいたなというふうに思っておりますけれどもね、まず札幌鹿追会等々については新たな人選等々含めてですね、発起人会立ち上げてということは去年よりもかなり前進しているなど、個人的な繋がり等々も含めてですね、9月の25日に行われる産業まつり等々に来町いただいて、それら等々、煮詰めた議論をさせていただくということになっている手筈、手順等々含めて前進しているなど。それと町長と協議の流れの中でやっぱりあの鹿追の増員増強、自衛隊のですね。併わせて宿舎の関係等々についてはやはり私はまちづくり根幹に関わってくる議論も一部はあるなど。端的に言えば笹川地区にそれなりの人数があそこで、なんといいですか、宿舎としての状態が叶えばですよ、一定区分やっぱりそういったまちづくりの根幹の部分に触れてくる可能性もあるんでね、それら等々含めてですね、まあそれが何十人規模になり、どういう世帯がいくのかそれらについては私どもはまだ現況はできないけれども、やはりそういう観点からもね、一定区分、今その2キロ、5キロという部分の流れの中でいろんな隘路あいろがあるということも情報としては伝わっているわけですがけれども、それ等々含めてね、その一方の分で我々の判断としてね、笹川に建てるということについてはこれは同一の容認という形をとるのかね、我々の情報、状況の判断の流れの中でそういうことが私は、そういう判断を必要になってきているなというふうに思うわけだけれども。これら含めてですね、あの今日、結論でなくても、議会側とその問題についてやっぱり議論しあうということも大事かなと思うんでね。

これら等々含めて町長の所見をいただきたいなど。それと今、台東区と色々な議論になったわけですが、そういう部分の流れの中で、今、お世話いただいている石塚さん、石川さん等々含めてですね、私ども公明会派ともお会いはしましたけれども、やはりこういったもの等々についてはね、協定が議会に、議決案件に掛かるかわかりませんが、やはり一定区分、将来的なものについて勘案すればね、やっぱり全方位的な外交も必要だろうということで、私どもが12月にいけたとしたらですよ、そういう人方との懇談も必要だなというふうに思っているわけですが、石塚さんや石川さん等々もお並びいただいている方々もですね、私どもだけでなくして自民党以外の会派とも交流を深めて欲しい、あって欲しいということもありますので、これら等々含めてね、やっぱり町の姿勢として議会の姿勢として今後色々な枠組みで取り組む状況値を作り上げていくということが私は肝要かなというふうに思うわけですが、これは議会が果たす役割の部分と長が果たす役割の部分等々がそれぞれの持分の流れの中です、進めさせていただきたいなと思っておりますけれども、これについてもね、町長、誤解があってはならんけれども、やはり一定区分そういうような向こうからの要請もあってですね、私が発言しているということもお聞きを、聞きおいて欲しいなというように思いますので、その点について、札幌鹿追会については答弁はおりません。あと2件について町長からのご発言をいただければと。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

まず1点目の台東区との関係の方、先にお話をさせていただきますけれども、今回、東京の方で、台東区の方で強く動いたあれとしてはですね、北海道と東京23区がそれぞれの区と交流関係、友好関係を推進をしようということが、これはあの今回の町村会、道庁含めて、進められております。その中で台東区としてもですね、ぜひどうかという考えを持っていると。その中で今、鹿追町、もしさらに伸ばすということであれば鹿追ではないかということでの今回の向こうのお話でありました。したがってあのまず今、あの各会派とね、幅広く話し合いをとということも大事でありますけれども、執行者がね、いったいどう向こうは考えているのか。この辺も確認をしながらですね、やっていく必要があるだろうと。一方的にこちら側がね、どんどん動いていくということにはならんだろうというふうに思っています。それは12月の機会もね、一つのわたしはチャンスだというふうに思

っておりますので、そういう方法での考え方をこちらとしても固めておく必要があるのかなど。議会としてお話をいただいてね、意思をまとめておいていただくということも大事だというふうに思っておりますから、議会活動の中でお考えをいただければというふうに思っております。それから防衛関係でありますけれども、これはあの2キロ、5キロの関係はですね、冒頭から財務省は今回の官舎等々の使用料の問題から端を発しているわけでありまして。防衛については以前はね200メートルという非常にすぐ側になればそれを免除だとか、あるいは割引いての使用料を徴収するということはならんということでありまして。それをですね、いろいろな全国的なそういう施設の状況で見るとやはりそれは無理だということから2キロという所をですね、一つの拠点として財務省の方でも考えているということ。防衛も急変的にはね、2キロ以内ということ。即応関係については宿舎を造っていくという考え方があります。そこであの鹿追もね、2キロ以内には今ないということからですね、今回の家賃の関係については優遇措置は形は受けていないということになるわけ。これをなんとかしてくれというお話をしているわけでありまして。先ほど申し上げたように少し向こうもですね、建てるぞという方向でお考えをいただいているというふうには承知をしているわけでありまして。そこでね、2キロがいいのか、5キロがいいのかということで、この鹿追側がね、どう考えるかを私はやはり2キロということであれば、それに従うということが、私は先決じゃないかなというふうに思って、これをですね、町内でいろいろと議論をして、2キロ、5キロということで意見が分かれば、私はこの可能性もなくなるよというふうに思っております。多分、それじゃあ一致するまで時間おきましょうということになるんじゃないかと。いろんな意見、あることは承知をしております。笹川に造るべきではないというね、町の方が良いんだというお話があることも承知をしておりますけれども、少なくとも私どもは2キロということでの始めのですね、防衛それから財務省、それから我々もこれまでは2キロで結構ですということで笹川に場所を造ったわけですから。それに沿っていくべきだというふうに考えておりますので。はい。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ここで暫時休憩とします。再開は10時55分としたいと思います。

休憩 10時45分

再開 10時55分

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

休憩前に引き続き委員会を再開します。続けて質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかになければ次に進みます。

3款 民生費全般 57ページから

64ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

次、57ページからの3款、民生費全般64ページまでとします。質疑ありませんか。

10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

57ページ、社会福祉費の中で、27年度地域包括ケアシステムの構築に向けての準備年ということで1年経過しているわけですが、元となるべきその人口推計、鹿追町における人口推計、それから高齢者社会に向けての基準、それから社会環境といったものを含めて構築されていると思います。さらに関係機関それから住民の協働ということで、特に構築に向けての新たな指針が示されているわけですが、どのように現在、計画が立てられているのか、また今後におけるスケジュール、どういう段階での公表があるのかということをお尋ねをいたします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

佐々木福祉課長

○福祉課長（佐々木康人）

はい、お答えいたします。地域包括ケアシステムにつきましては可能な限り住み慣れた地域で生活をするということで、その構築を目指すということで各所の町の保健計画、平成27年から29年度の3年間を計画する高齢者保健福祉計画ですとか介護保険事業計画の中で重要課題としてその位置付けられているところであります。地域包括ケアシステムの地域支援事業としましては大きく5つの事業に区分されておりまして、そのうち来年度29年度に実施される事業としまして介護予防事業と生活支援体制整備事業がございます。介護予防事業としましては要支援者、それから支援に至らない介護予防の必要な高齢者も含めたデイサービスにつきましてトリムセンター内で実施すること、それから訪問介護の体制づくりにつきまして、現在、社会福祉協議会と協議をしているところでございます。またもう一つの包括支援事業としましては生活支援コーディネーター、それからボラ

ンティアの育成、これにつきましても既存のボランティア団体との連携を含めまして同じく社会福祉協議会と協議を進めているところであります。またそれ以外にですね、認知症の初期集中支援事業としまして、これは専門病院の認知症専門のサポート医との連携の元に、認知症の早期診断と対応に向けて体制の整備を行なっているところであります。これは来年度ということではなくて30年度の予定ですけれども前倒しをしてできるように関係機関と協議をしているところでございます。いずれにしても協議中でございます。具体的なかたちができるときには議会にもお示ししたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。人口推計。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

休憩とします。

休憩 11時00分

再開 11時02分

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

休憩前に引き続き委員会を再開します。佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

はい、具体的な人口推計につきましては今ちょっと資料がないのでお答えできませんけれども、町の高齢化率につきましては平成27年度で28.2%、2040年には39%になるというような推計がされているところであります。先ほどもお話したとおり本町におきましては住み慣れた地域で暮らし続けられる、そういうまちづくりを目標にしまして、先ほどお話した町の計画を立てておりますのでこれに沿ったかたちでシステム作り等進めていきたいというふうに考えております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

安藤幹夫議員。よろしいですか。

○10番（安藤幹夫）

はい。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかになければ次に進みます。

4款 衛生費全般 65ページから

68ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

65ページからの4款、衛生費全般68ページまでとします。質疑ありませんか。8番、狩野正雄議員

○8番（狩野正雄）

67ページ、環境衛生か、総務、清掃総務だと思うんですけども最近ですね。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

狩野議員、マイクを、マイクを出してください。

○8番（狩野正雄）

ごめんなさい。声が通らなくて、すみません。67ページの環境衛生及び清掃総務に関して、わけですけど、最近はですね、新築されて1年くらいして急に長期間不在になる、空き家になる住宅があります。出てくるわけですけども、そうなりとですね、周辺環境としか、周りが草茫々になってですね、非常にあの地域からも非常に環境、折角、花とか何とか飾ってですね、環境の美化に努めているわけですけど、そこが2メートルくらいの草が伸び放題だと。そういう場合ですね、不在になる時にですね、その家主さんにはですね、どういう指導をしてですね、いらっしゃるのか。今回もですね、あったわけですけども、出て行く時とか不在になる時にはですね、例えばあの指導とか条件としてですね、草刈りを徹底してくださいとか、廃車を置かないでくださいとかそういう条件はつけられるのかどうか。それからまたそういうものを草刈りをこちらで依頼されたらですね、依頼してこちらで勝手にとか、刈ってですね、いいものかどうかとか、そういう対応はどう考えているかについてまずお伺いします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい。狩野議員のご質問にお答えいたします。まず新築して空き家になる、空き家と言うか、長期不在になっているという住宅についてはですね、私どもの方にいつからいつまでおりませんという情報は入りませんので住民の方からしばらく出入りが無いみたいだという情報を得て、そして現地に向かっているというようなことも今年度ございました。これにつきましてはですね、長期不在は例えば住所を持って不在になればですね、どこかの

どれくらいの期間、どこかに行っているということはわかりますけれども、なかなかこれ知り得ないこと、情報になってくるのかなというふうに思います。まず草刈りの関係なんですけれども、情報を得た、または職員が周辺パトロールした際に、ここがこういうふうになっているというものについてはですね、まずその持ち主の方を特定いたしまして、そしてできうる限りご本人に直接お話ができない場合にはですね、ご親族の方に連絡を取って何らかの体制をとっていただきたいというようなことで進めていくしかないのかなと思います。やはり個人の敷地内のことですので、無断でやるということはもちろんこれできませんので持ち主がはっきりわかり、そしてご本人、もしくはご親族の方が特定できるならば対応していただくというのが一番良い方法ではないかなというふうに考えております。それからまた遠くにそういう方がいらした場合にはですね、こういう方法で草を刈ることもできます。またはこちらで処理していいですかというような確認も必要ですし、そういう手法でやっているということも事実でございます。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひそういうふうな方法を取っていただきたいわけですがけれども、そういうふうな明らかに何年か、また長期に亘って不在になるという住宅に対するこの町に不動産屋というのはないわけですがけれども、例えばその間住んでいただくような方法とかですね、売却してもらおうとかね、個人の財産ですからね、俺のものどうしようと言われればそうかもしれないけれども、新しい人にですね、住んでもらおうとか、不在の間は住んでもらおうとか、そういう不動産の管理のあり方をですね、どうしたら、どういうふうを考えているかということのかをちょっとお聞きします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、島町民課長。

○町民課長（島かおる）

長期不在ということで、帰ってくる見込みのある方については当然、売却もしないと思いますし、他の人に住んでもらうということも難しいのかなというふうに思います。鹿追町にそういう住宅があるかないかと申しますと、実際に現在ございますので、このことについてもですね、お聞きはいたしました。売却する予定はあるのか、ないのかということですが現実、住んでおりませんので。そのお返事につきましては売るつもりは全くありません

ということでしたので、それ以上については私どもの方ではなかなか進めていくのが困難な状況にあるというふうに思っております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、次に進みます。ほか、9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

廃屋の関係なんですけれどもね、27年度こういった形になったのかね、どういうような状況値にあるのか、それあわせてちょっと課長の方から報告いただければと思いますんで、その後、また質問させていただきたい。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい、お答えいたします。まず27年度の実績でございますけれども、市街地につきましては3件、農村地域につきましては3件の撤去補助をしております。28年につきましてはですね、現在、実際にやったのが2件ですけれども、申請書をくださいとやりたいですという話をいただいているのは現在6件あります。市街地が1件、農村地区が5件ということで申請書を持って行っておりますけれども、業者が忙しくてなかなか申請書をまだ出せていないというお話も聞いておりますので、これは1年1年の時限立法でございますので、できるだけ早めに業者さんと打ち合わせをした方がよろしいのではないですかというようなお話はさせていただいております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、吉田議員。

○9番（吉田稔）

あの一般の町民の人方、案外この制度知らないという人が多いんですね。それで実際的に私のところにも何軒か何人か来ましてね、それで市街地区と農村地区と違いもわかってもないんだよね。それで私どももその一定の部分でしかお話できないんでね、役場の方に行ってくださいって話を最終的にはするんだけど、その辺のね、情報の伝達等々も含めてね、もう少しやっぱり啓蒙する必要性があるなど。それと合わせて遅々として進まない物件等々もこれまたあるんでね、当然的にそれら等々周辺からも私のところに苦情も来ておりますしね、これ私有財産、私物の部分なんでね、強制的な部分については効力を発しないと思うわけだけれども、国等々も廃屋の進め方等々含めているけど予算がつか

いという状況値もあるし、期限等々ですね、それら等々が認められればということもあるんだらうけどやはりもう少しね、周知することと合わせて内容のわかりやすいね、市街地区、農村地区等々含めてね、それあたりの啓蒙と合わせて。実態的にはその何回もここで言っているんだけど、私の斜め向かいにもそういう状況値があるんだけど、これあたりどういう感覚で、どういう進め方で、どういう手順になっているのかね。これ個別の案件なんでなかなか答えづらい面もあるかと思うけれども、やっぱり一定区分、隣近所ね、含めて危険性もあると、それで屋根についてはほとんど飛んでしまっていると、いうような状況値も考えられるんでね、今後どのような対応が可能なのかね、それも含めてお答えをいただきたい。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

まず1点目の農村地区と市街地区の制度の違いがわからない。それから知らない人がけっこうたくさんいるんじゃないかということにつきましては私どもの周知方法が甘いというご指摘でまさにそのとおりにかなということで反省しておりますので、ホームページ等の利用もこれからホームページもリニューアルしておりますので、議員おっしゃるように内容をわかりやすくした上で掲載していきたいというふうに考えております。それからもう1点、進まない物件ということで、これにつきましては私どもも再三ですね、本人にお会いして、それから昨年度、勧告をしたということもお話申し上げたと思いますが、この先はですね、非常に厳しくなってしまうんですね。強制代執行という形を執るところまできちょうのかなと、勧告をしておりますので。ただ、ご本人はやるという言葉は何度も私が言う度にやるというので、やるという意思がある以上はですね、あのこれはやっていただきたいということで、あの再三に亘ってまた根気強く進め、話をですね、させていただいて一步でも進めてもらうように指導していきたいと思っておりますのでご理解願いたいと思っております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、吉田議員。

○9番（吉田稔）

今、その最終的な部分で強制代執行というこれ当然的に町長がそういう意思を持たなければね、そのことは可能になるわけではないんだけど、一定区分、努力目標で指導等々

含めて勧告ということになれば、その次は強制代執行ということになるかと思うんだけど、やはりあの地域の人方にとっては一定区分、迷惑施設で、迷惑な建物ですよ。家屋ですよ。それ等々含めてね、やっぱり美的感覚からいってもね、美化運動等々含めてもやはり私は撤去する、もしくは改修工事等々やるというようなことでのその、今の状況値の中ではその勧告についてはどのような勧告を出しているのかね、それについてまたお聞きをしたいなと。撤去の方針なのか。改修の勧告なのかね。それどっち、どういう方向で我々が認識すればいいのかね、それをまず質問。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい。議員ご承知のとおりですね、あの物件、あの例の物件につきましては、すみません。ある物件につきましては撤去というふうに私は考えておりますので、きれいな土地に戻していただきたいということでお話はさせていただいております。本当にあの地域住民の方、周辺の方にとってはですね、非常にこれご迷惑を掛けているということも承知しております。良い方法がないか、これにつきましてはですね、立地者と相談をさせていただきながら、最善の努力をいたしまして、早く、一日でも早く解決の方向性を見つけないかと思っておりますのでご理解願いたいと思っております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

それでは、ほかになれば次に進みます。

5 款 農林費全般 69 ページから

75 ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

69 ページからの5 款、農林費全般75 ページまでとします。質疑ありませんか。8 番、狩野正雄議員。

○8 番（狩野正雄）

75 ページの林業費に関してですけれども、一昨年、昨年ですか。低気圧が通過してですね、特に国有林があの酷い倒木、風倒木というんですか、が発生しておりますが町有林

に関してですね、あのそういった風倒木の被害、どのくらいのものがあったのかということとを調査されたのかという点、まず1点。それから次にですね、民有林ですけれども最近除伐期というか伐採期に入りましてですね、あちこち皆伐しているわけですけれども、そういう民有林のですね、伐ったあと、皆伐したあとですね、植林されないでそのままになって原野に、原野化しているという状況があちこち見られるわけですけれども、そういう植林のされない原野になっていく面積がですね、どのくらいになっているかということと、林地更新のためにどういったそういう地権者というんですか、林業関係者に指導というか、されているのか。その点をお聞きします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

お答えしたいと思います。まずあの低気圧、今回の台風等々の倒木の関係だと思っておりますけれども、ちょっと去年、一昨年の方についてはちょっと把握してないんですけれども、今年の台風7号の関係につきましてはあまり倒木という形ではなかったんですけれども、今の健康公園の裏側というんですか、西側の部分が若干、何本か倒れてきているということで確認を。すいません、しかおいパークの西側のところの町有林が倒れているということでこちらの方で確認しておりますので整理をしていきたいなというふうに思っております。あと若干、倒れ掛かったとか、そういうのが今、少しずつ町民の方から連絡をいただいておりますので、その分については処理をしていく予定でございます。過去の部分についても間伐の事業だとかそれから当然、保安林事業とかで道にやっていただく部分もあります。皆伐の部分もございまして少しずつそういう部分についても過去の倒木等々についてもそういう事業を利用しながらですね、整理をしていきたいなというふうに思っているところでございます。続きまして民有林の皆伐の後の関係でございます。町の民有林の伐採等々につきましては、それぞれ、なんていうんですかね、森林組合を通してですね、昔でいう施行計画に基づいてですね、行なっているところでございます。施行計画のないところにつきましては伐採届けという形で出していただいておりますけれども、鹿追町の指導といたしましてはそのまま特に用途変更という形でなければですね、そのまま伐った後は植えるように、いろんな事業、造林事業だとか補助事業とかございまして、それを利用していただいておりますので、そのまままた植林をしていただくということで指導、森林組合さんを通してですね、申請等々ありますのでその部分で指導等しているところで

ございます。またあの林地の更新につきましても同じようにその今、お話しましたように指導、森林組合さんを通してですね、民有林指導事業等々も出しておりますので、その中で指導をしていながら、後、あの有利な補助事業に乗っかっていただいておりますので、植栽をしていただくということでお願いをしているところでございます。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、ほかありませんか。5番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

あの農林費なるのか、農業費になるのか林業費になるのかちょっとわかりませんが、鳥獣の関係でちょっとお伺いをいたします。鹿に関してはですね、あのかなり具体的な対策というのが整ってきまして、それなりに対策をされていると思います。ただちょっと気になりますのはね、実はあの私のところでこの秋にですね、アライグマが3匹たて続けに掛かったわけであるんです。それであの考えてみましたら私の近辺にそんなおいしいものなんてないんですよ。甘いビートもないですしね。それでそんだけ掛かっているということはずごく増えているんじゃないかという気がするんですけども。今後、具体的な対策が必要になってくるという気がするんですけど、その点どうなんでしょうか。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

お答えいたします。加納議員さんおっしゃるとおりにですね、資料にもありますとおり、年間、今、3頭ずつということで捕獲されております。ご連絡いただいておりますので、キツネの罠をかけさせていただいて取っているという状況ですけれども、昨年、27年度は3頭ということで捕獲をしております。地域につきましては瓜幕、上然別、上幌内ということでやっぱりあの鹿追町全域の、全域にもう生息をしているのかなというふうに考えているところでございます。町といたしましても見かけたらですね、ご連絡いただいておりますので、罠を掛けるなりしていきたいと思っております。駆除の方についても進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、ほかありませんか。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

ワーキングの関係なんだけれどもね。まず今、町民の方、また企業等々含めてね、その販売の許可を出している件数等々含めてね、どのような状況にあってですよ、過去の事例の部分、流れの中では3年経ったらね、一定区分やっぱり自立してもらいたいと。設備投資等々含めてね、の部分でのそういう基本的な考え方があって今、どのような状況であるのかね、それら等々含めてね、まず説明をください。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、暫時休憩します。

休憩 11時29分

再開 11時30分

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

休憩前に引き続き委員会を再開します。菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

すいません。申し訳ありません。今ですね、ワーキングセンターで行なっている製造、行なっているところにつきましては、ちょっと詳しいというか正確な数字ではありませんが6、7件があるのかなというふうに思っております。例えば草原の風さんとか、グリーンボールさんとか、そういうところが販売許可を取ってですね、やっているのかなというふうに思っているところであります。以上です

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あの製造販売するにあたって町の支援をね、しようということで使用料の減免あるいは光熱費、電気料との関係についてもやっているわけでありましてけれども、一応3年というね、期限でやっていると思います。そこであの私どもの方ではある程度、業としてですね、利益を生んでいる、そういうふうに思える所については一応、その規則をですね、しっかりと適応しておりますけれども、そうでない、については若干ですね、やっぱり率を変えながら支援をしているというのが実態でありまして、これについてはあの3年経ったからといってですね、販売が十分できてないという部分についてはやはりそういう独自化の観点からもね、そういう配慮をしているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田議員。

○9番（吉田稔）

あのご理解はしているつもりで、なんだ。けどね、一定区分、やっぱりあの公平感がなかったらならんというふうに私は日頃思っているわけなんだけれども。今言っているとおり、結局、商工会も絡んでいる部分なんで、これ許可認可出しているのはワーキングでしょ。実際的に。その販売者に対して。それでね、今その販売者責任だけじゃなくしてね、製造者責任も問われる時代になってきていることはご認識だと思うんだけどね。それで元は、元っていうのか発祥の部分からいくとね、近隣、十勝管内、北海道的なもので販売等々が可能だったものについて許可認可してますよという基準があったんです。けど今は、東北仙台等々含めてね、企業として業者としても販売しているような状況値もあるんだよな。そういうような時にね、一定区分、販売者責任だけでそのことが完結するかっていうとね、私はしないというふうに思うんで。今の裁判は判例等々でいくとね、製造者責任も問われる時代になってきていること、これはもう認識してると思うんだけど。その辺含めてね、今後のあり方について、やっぱり等しくやっぱりフラットで思わなきゃならんと思うんだけど、その点含めてね、再質問したいなと。それと合わせてね、町長ね、認識はしているんだけどね、その3年間でいう部分ではね、それはもうほとんどは15年以上経っている人もいるんだ。その辺あたりのサイクルをどうするのかっていうことも議論をしないとね、結局ね、個人だったり企業からね、苦情が出るんだよな。他が15年なのになんで私はまだ2年も経ってないのに私がその先を考えなきゃならんのかというようになってくるのよ。だからやっぱり、一応、結節なら結節する部分でどこかで歯止めの部分と合わせてそういうものを啓蒙していくということを実際的にやっていかなかったらね、これまとまりがつかんくなって、何か事件事故があった時にはね、これ町側が全面責任取らなきゃならん状況になるんでね。私はそれを危惧しているんでね。それ等々含めてね、これなかなか細かい部分は町長わかっていないと思うんでね、これ担当課、係長と相談して答弁。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

お答えいたします。今の町長の使用料等々につきましては3年を超えた部分については少しずつ、それまでの減免を少しずつ年数に応じて使用料をいただいているというところ

で。それで今その製造者責任と販売者責任の関係でございますけれども、一応あのトリムセンター、すみません、ワーキングセンターの機械を指導しながら作っているということ
でそういう販売については、販売者と製造者につきましてはそういう業者差っているんで
すか、の部分でお願いしているところでもあります。ただ町の機械を使っているというところ
で、そういう、ええ、清潔の部分だとかそういう部分については細心の注意を払ってそ
ういう菌だとか入らないようにはして、やって、使っていただいているところございま
す。後、後ですね、今後におきましてはね、やっぱりそういう使用料等々の部分がござい
ますけれども、将来的にはやはり自立していただくようにですね、鹿追町といたしまして
もいろんな面で支援をしてですね、そういう鹿追町の特産品も含めてですね、支援をして
いきたいなあというふうに思っているところでございます。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田議員。

○9番（吉田稔）

全く質問の内容に答えていないという部分をまず指摘しておきたいなど。これ私言っ
ているのはね、衛生管理等々の問題じゃないんですよ。その製造者責任と合わせて販売者
責任っていうものについて今後どのような形を組んで考えておられますかっていうことな
んだよ。今さ、食品衛生協会等々含めた保健所は個々の分を取ってくださいと、いう区分
に変わってきているんだよな。それはこっち側の部分の言い方として商工会が今、全責任
を負ってそういうことを収斂^{しゅうれん}していくという体制にはないと。だから個々の補償問題
等々についても個々で負担をしてくださいというように状況値は変わっていつているのに
行政はまだ全然変わっていないんだ。そこらあたりをどのように詰めていくのか、ね。き
ちんとしたスタンスを持たないと個人にも不満を与え、企業等々も含めてそういう形にな
るんでね、それあたりをきちっと販売者責任もありますよっていう部分と製造者責任もあ
りますということも啓蒙しながらやっぱりきちとした体制力を組むと。そしてグローバ
ル化していく商品の供給、これに対してもやっぱり一定の不安を持つんだよな。だからそ
の辺含めてね、今後のある方、ありようについてきちとしたスタンスで行政として考え
てくださいということで今、指摘しているんだ。その衛生管理でどうのこうのっていう問
題じゃないのよ。根本的な問題が販売に対して、私は売るなって言っているわけではない
からね。売る形態を形状を大事にしながら、どのような隘路の元にそれを解決していくか
っていうことを考えてくださいってことを言っているんだ。その辺ちょっと、もう1回、

答弁ください。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

暫時休憩といたします。

休憩 11時38分

再開 11時42分

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

休憩前に引き続き委員会を再開します。菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

申し訳ありません。今の中ではですね、業者さんが商工会なんですけれども、いろんな個人の方が集まってやっているということですが、製造許可は商工会さんが取ってます。そういうことです。その中に会員の方がいらっしゃって、それぞれいろいろな品物を作ってもらっしゃります。その商工会の会員でなければ販売許可も出ないということで、今後、吉田議員さんのおっしゃられるように今後は製造者及び販売者の分についても法的な損害というんですか責任が出てくるということでございます。これにつきましては個人の方々がそれぞれPL法に基づいてですね、いろんな保険、それから賠償保険に加入されていくべきだなというふうに考えているところでございます。あと保健所からもですね、一つの施設からいろいろな個人の許可等々についてもどうなのという話があるようですが、それについてはこちらの方からもその中でやっていくということで考えて許可をいただけるようにですね、これからも進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、吉田議員。

○9番（吉田稔）

今のような答弁をいただければね、わたしの言う等々の含めて理解を示すわけけれども、今、後段、言っていたとおりの一施設一許可なんですね。その部分を遂行するということになればやはり先ほど言っているとおりの3年を目処にね、自己責任で自己解決していただいて、一定区分やっぱり振興してもらおうと。独立するということを視野に入れていかんきゃならないだろうし、一定区分、今、草原の風さんが一定の部分でやっている部分もあったりしてね、そちらに若干シフト替えもやっぱり使用料が発生するけれどもね、そこらあたりも視野に入れながら無理のない形でやっぱり進行していくことが大事だと思うし、やっぱり鹿追発のもの、より多く進めていくという立場からいけば、両方、業化しながら

そのことを遂行していくというかたちが望ましいと思うんでね、これ答弁いらないけれども、要望というよりあれだわな、こうあるべきだということについてやっぱり真剣、真摯に捉えて進めて欲しいなというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

それでは、ほかになければ次に進みます。

6 款 商工費全般 75 ページから

79 ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

75 ページからの6 款、商工費全般79 ページまでとします。質疑ありませんか。8 番、狩野正雄議員。

○8 番（狩野正雄）

観光費のあれで質問しますがですね、昨年、暴風雨でですね、然別湖周辺の登山道が酷い倒木等で全てのルートが閉鎖されたということでありましてね、雪解けを待つてそういうの復旧に努めるということでしたが復旧の状況をですね、今現在、全部安全に通行できるのかどうかということが一つ。それと毎年ですね、多くの人が紅葉シーズンで福原山荘にですね、来ていただいているわけですけども、道路等の閉鎖等もありまして、ありましたがですね、今年も福原山荘の紅葉を鑑賞できるのかどうか、その点について2つお願いします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

西科観光課長。

○商工観光課長（西科伸之）

はい、お答えいたします。1 点目の登山道の件でございますが、南ペトウトル以外は全線開通しております。南ペトウトルも間もなく開通予定でございます。ただ議員おっしゃったとおり昨年の台風被害、倒木処理、かなり時間が掛かりまして、若干一部ではございますけれども当初の古くからある登山道、これの迂回路的なものも何カ所か整備したような形になっております。あと2 点目のあの福原山荘の紅葉でございますが、ご承知のとおり

りあの道道、今、かんの温泉までの道が橋の橋脚手前、崩落等ございまして通行止めでございますが、とりあえずあの道道の閉めるゲートというのがあの第一発電所の手前ですか、あそこでございますんで、あそこから道路等崩落してるという所で、福原山荘までは一応来れるということになっております。今年度につきましても駐車場をわかりやすくしたり、大型車両の迂回路等、駐車スペース等も考慮した形で進めております。以上でございます。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。ほかありませんか。9番、吉田稔議員

○9番（吉田稔）

観光振興についてお伺いしたいなと思うんですけども、これいろんな入り込みの捉え方等々含めていろんな形があるかと思うんですけども、この間、中学校、高校との流れの中でですね、まちなか会議、こども議会、終わった後ですね、まちなか会議を開催をさせていただきましてけれども、そこらあたりで観光立地等々含めながらね、アイデアだとか計画等々含めてね、その入り込みの状況等々も含めて、今年はかなり苦労しなきゃならないなというふうに思っはいるんですけども、交通網の被害に遭っている部分等々あって、なかなか来町してもらえる人等々も減ってきている状況値にあるということで、やはりあの今後100万人を達成計画ということでこれいつ達成するのかね、年次目標、町長も示していないけれども、一定区分やっぱり、年次があるんだと思うんですけども、それら等々含めてね、そういった100万人達成計画なるものが必要かどうかわからんけれども、そういうのもについてどういうお考えをしているのか。それと合わせて、子どもさん、小、中、高校等々含めてね、来町していただける観光人口、交流人口等々の呼び込み策として、そういったアイデアの募集等々もね、今後やっぱり町民を挙げてしていくべきだというふうに思うんですけども、その辺含めてどのような所見をお持ちなのかね、それと合わせて見込み客の実感的に70万、80万といっているけど、それは2回くぐれば2回の件数に加点されるわけだから、そういう分で行くと実態的にはいくらなのか、何万人、何十万人なのか等々についてね、どんな見解を持っているのかね、それら等々含めてね、お願いをしたいなと。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

西科商工観光課長。

○商工観光課長（西科伸之）

はい。お答えいたします。先ほど言われました子ども議会でのアイデア、これらにつ

いて私も聞いておりました良いアイデアもありますし、実現可能、不可能、この辺も出てくると思うんで一概にはここで答えができませんけれども、決して悪いことではないので観光協会、関係機関とも相談しまして何らかの方策の方、検討したいと思います。あと入り込みの関係でございますが、年次計画、はっきりいってできておりませんが、ただ100万人に持っていくのは今現在の80万人、これをベースに20万人増やすということは端に新たな入り込みを求めるのではなく、その中の4分の1、20万人をリピーター、そういう形で長期滞在、それに伴いますロコミ、これらを加えた形で観光客の入り込み増を狙うのがベストかなというふうに考えております。以上です。申し訳ありません。生人数についてはちょっと調べます。生人数については具体的に数字はすぐでませんけれども、実質、生人数は各観光客じゃない、各両ホテルと交通機関、あと各道の駅等のレジ数、実数を元にして出していますので、後ほど生の数字はお示したいと思います。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、吉田議員。

○9番（吉田稔）

これ町長の施策でもある関係上ね、やっぱり100万人達成計画等々をやっぱり作る時期にきているなというふうに思うんだけど、それら等々含めてね、広く町民、小中高生も主体としながらね、鹿追に呼び込む等々、発信も必要だけれども呼び込むためのアイデア、ね、これ斬新的なものもあったよね。だけどそれは実現可能か不可能か別としてもね、そういった視点からね、町民広くさ、一定区分のアイデアを募集して鹿追に来町してもらおう、交流人口、滞留人口、観光人口等々含めてね、その辺やっぱりこう町のいろんな部分でそれぞれの責任ある立場の人方が考える方法も重要だけれども、一定区分、やっぱり町民から広く意見を徴すということも大事だと思うんでね、それも含めてね、全町ぐるみで100万人達成をしようという意気込みにも繋がるなと思うんだけど、これ町長、どんな基本的な考え方で100万人達成するためにはこのような施策があるんだと、奇策も持っているぞという分があればお答えをいただきたい。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あの打ち出の小槌は持っておりません。だけれども私、町長になった時にね、何人だったかということですね。ここ数十年、今17、8年目ですか。80万、超えていますよね。

20万以上増えているはずですよ。この数字っていうのはね、統計というのはいいい加減と言ったら悪いけれども、かなり曖昧としたものだ。一人一人、あなたどうですかと勘定の積み上げではありませんから。ですから十勝管内でもね、ううんというところもいっぱいありますよね。レジを1つくぐれば同じ場所でも4つあれば4人になるわけですよ。ですからそういうことでの数字がこの観光客の入り込みと。これはもう^{すべか}須らくそういうような状況の中で把握をされているんですけども、確実に増えてきたということは事実だと思いますし今の80数万人というのはかなり私は信憑性の高い、鹿追の場合ですね、数字だというふうに思っています。そこで100万人構想でありますけれども、やっぱり私はただ来てもらってもね、これはもう何ていうか失望して帰らせる、そういうことでは駄目なんですね。ですから今、受け皿となるべきところをですね、しっかりと作り上げていくことが必要だというふうに私は思っているんです。ですから然別湖の環境の整備も然りでありますし、ホテルのリニューアル、これも私は積極的にやって欲しいというお話をしとり、機会あるごとに。やっぱりそういう核になる部分がね、しっかりしたところに今私は観光というのは見に来るだけじゃなくて、体験ということになればいろいろな所でそれができるようなやはり整備を必要とする。あるいはそれらについての支援も必要だろうと思っております、例えば今の美蔓の貯水池なんかについてもね、私は観光施設としてこれからどんどん売り出していきやっぱり素材になるのではないかと。それからもう一つはバイオ関係にしてもね、これらにしても来年4月からは案内専任の職員を置くというお話をしておりますけれども、1週間に2回だけでなく、許されるならもっともっと学習の場としてね、提供するよということを発信をしていくと。そういうことがですね、私は100万人達成するのではないかということですね。これ以上見るところをいっぱい作っていくということにはなりません。ですから今ある素材をね、いかにそれに耐えられるものにしていくかということだろうというふうに思ってます。それからやっぱりあの食堂関係ですね。食べるもの。これはまあ十勝は食とね、関係で十勝は一つという方針で進めておりますけれども、やっぱり本町としても具体的にね、それじゃあ今、いろいろと例えばですね、A5ランクの牛を、牛の肉を食べようとかね、そういうこと。それからチョウザメ等々もやはり提供してそれらも人を呼び込むための素材にしていくべきだろうとうふうに思っております、このアイディア、町民の方のアイディアも大事だというふうに思っておりますから、それらの声も聞きながら、ジオパークもそのとおりです。ジオパークもですね、私はまだまだあのどう生かすかね、そこにどういうふうに発信ができるのか。いってみれ

ば新しいものをつくってね、人を寄せるということではなくて、今のその自然、地球、ジオというものに対する魅力をどう発信をするかがね、鍵であってそのための方策は惜しみなくやる必要があると。したがって、100万人はそう遠いあれではないというふうに思っておりますが、私の守備範囲にそれが達成できるかはわかりません。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、ここで暫時休憩とします。再開は1時とします。

休憩 11時59分

再開 13時00分

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

休憩前に引き続き委員会を再開します。西科商工観光課長。

○商工観光課長（西科伸之）

先ほどの観光客の入り込み数字でご指摘のありました数字でございますが、生の数字ということで一件一件の個所を申し上げますとその店、施設が特定されますので、まとめた数字でご報告したいと思います。宿泊客で昨年ですけれどもホテル、旅館、コテージ、これらを含めて6万9千人ほど宿泊されておまして、日帰り施設ということで両道の駅、その他飲食店、公共施設、あとアウトドアの事業者等々含めましてこれらのレジカウントプラス、レジは1回しか通りませんがご家族なり友人の方と来られているという形で約50万人、これを吟味いたしまして、その他、町内で開催されますイベント、コタンとかそばまつり、花火大会、これらとなかなか集計が難しい例えば扇ヶ原展望台、福原山荘の紅葉時期、登山客、これらを含めた形での年間80万人という数字を出しております。以上でございます。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑ありませんか。ほかの人、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかになければ次に進みます。

7款 土木費全般 79ページから

8款 消防費全般 84ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

79ページからの7款、土木費全般と8款、消防費全般84ページまでとします。質疑

ありませんか。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

81ページの河川費のことでお聞きします。今回の台風の時にですね、目にした記事ですね、沙流別川で樋門っていう、樋門管理人というか樋門っていうのがあります。それを閉めにいった管理人がですね、閉まらなくて水害が拡大してしまったという記事を見たわけですがけれども、本町にはですね、然別川水系ですがけれども樋門というのは何カ所あつてですね、何人ぐらいにその樋門の管理をお願いしてですね、いるのかということと、樋門閉めにいって閉まらなかったっていう記事を見ましてですね、普段そういうものの点検とかそういうものはどういう形でやられているのか、その辺についてお聞きします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

津田建設水道課長。

○建設水道課長（津田祐治）

狩野議員の質問に対してお答えいたします。本町の樋門を管理している分につきましては然別川にですね、5カ所ございます。5カ所です。それでこのことにつきましては北海道より鹿追町が委託を受けてですね、それからうちの方からですね、それぞれ樋門の近くの住民の方にですね、樋門も管理を依頼しております。したがってその依頼しているところへの指示につきましては北海道の方から閉めろだとか開けろだとかということが来ることになっているということでございます。あとあの点検につきましてはですね、月々、一応、あの回数はちょっと5回分ですね、5回分出てまして一応毎月その夏の期間、管理するというところで契約も交わしてですね、依頼しているところでございます。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、次ほかありませんか。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

今回、それこそ未曾有と言っていいかわからないけどもね、災害が発生してその対策予防等々含めてね、万全を期していくことが防災、減災に繋がっていくなと思うんだけれども、一定区分やっぱりその前提となる気象のあり方、その気象計、もしくは雨水計だわな。雨が降ったら雨。風が吹いたら風の部分の測量、測定というのか。それらあたりがどのような鹿追町内のね、流れになっていてどこでどういうものをどう結束しているのか。まずその点についてお伺いしたいと思います。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

津田建設水道課長。はい、島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい、吉田議員のご質問の中で気象の関係についてご説明いたします。これにつきましては帯広測候所からですね、台風についてはいつぐらいという見込みが出ますので台風の様子は逐一、測候所の方から町民課の方に流れてきます。それを元にですね、あの各管理職にはその情報は常に流しているというような状況で対応しております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

津田建設水道課長。

○建設水道課長（津田祐治）

吉田議員の質問に対して、島課長も申しましたが私の方ではですね、雨に関しては特にあの川ですね、川の洪水だとか、それからあと同じ雨でもですね、時間によって降り方が違うとですね、全然形を変えてきますので、まずあの皆さんも見れますが、携帯での、携帯というかインターネットでの気象情報、2、3社ございますけれども、それぞれ見ながらですね、雲の動きと雨雲等の動きを見ましてそれで備えております。それからあと、川につきましては万代橋のところで河川の水位テレメータというのがございましてですね、逐次、水位を見れますのでどのくらいのペースで上がっていけばどういう状態になって危険な状態になってくるかというのは数値も示されておりますので、とにかくその動きはですね、細かく監視するようにしております。特にまあ雨もそうですけれども、やはりいくらか少なくともですね、時間20ミリとか今回みたいに30何ミリとか降りますですね、一気に障害が出てきますし、またその日は少なくともですね、笹川地区のように今回のように長雨になって耐水していますとやはりほんの少しの雨でもですね、やはり上水で走るといようなこともありますので、その辺を含めながら今までの経験も生かしながらですね、対応準備をしております。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

対応の部分についてはそうあるべきだなというふうに思うけれども、要するにその計測するところ、場所、計測場所、鹿追町内はどこどこで雨量だったり、風力、風だったりということで計測してるか。まずそれを答弁。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

津田建設水道課長。

○建設水道課長（津田祐治）

鹿追町においてのですね、雨量の計測所は2カ所ございます。1カ所はですね、鹿追町緑町で鹿追中学校の部分、所にあります。それからもう1カ所については瓜幕地区のですね、西瓜幕橋ですね、丁度道栄さんのプラントある付近でありますけれども、あそこにもう1カ所ございます。それから河川の水位につきましては万代橋に計測計がございます。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

はい、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

そこでね、やっぱり防災、減災等々含めてね、対応等々含めながら、その計測、測るってことが一番重要になってくると思うんだけど、鹿追方でいえばね、やっぱり然別峡、然別湖周辺、これがやはり集中的に降る部分、それが全部冠水となって笹川地区等々含めてね、今回の被害だったなというふうに思うし、また然別川等々も含めてね、やはりあの防災のためのやっぱりそういった数値をここ得るというのも大事だと思うんで、これあたりね、町長これ帯広測候所の部分の許可がなかったらできないのかね、それ含めて今後の防災、減災のためにも必要な部分というふうに私は認識をしているんだけど、その点含めて町長、今後、この辺の見通し、考え方があればお聞きをしたいなど。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今の計測の問題についてはね、町がどうという問題ではない。国がやはりそれなりの設備をきちっと持って、通信手段を持ってやっているものですから、然別峡の方にどうなっているかについては今後ですね、調べてみますけれども必要であれば希望すると。ただあの辺の雨量についてもね、計測はされているんじゃないかと。されていない。計測ではない。糠平だとかね、あの辺一帯は多分私は一緒の範疇でね、やっているんでないかというふうに思いますけれども、これはあればいいというふうに思いますけれども、町がこれの対策ということには、私はならないというふうに思っております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、次、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかに質疑なければ次に進みます。

9 款 教育費 1 項 教育総務費 8 5 ページから
3 項 中学校費 9 1 ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

8 5 ページからの 9 款、教育費の 1 項、教育総務費から 3、中学校費 9 1 ページまでとします。質疑ありませんか。5 番、加納茂議員。

○5 番（加納茂）

学校教育の関係で、あの今鹿追町本町が行なっております少人数学級ですね、その先生の配置がちょっと滞っておりますで町で臨時教員を採用して、少人数学級を実現しているとそういうことであります。その中で道教委の方からこれについて若干のその注文があったように聞きますけれども、この点どうでしょうか。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

大前学校教育課長。

○学校教育課長（大前健也）

お答えいたします。鹿追町で学力向上等のためにですね、独自に教員を採用いただき鹿追小学校とかでは少人数学級実施していただいております。ただ私どもで雇用する教員に関してはなかなか今人材不足もございまして大学を、教育大学を卒業され、そのまんま教員試験は受からなかったというような方がですね、実際の採用できる枠というか、ことがございまして、その方にいきなり学校で教壇に立っていただく、担任教師になっていただくという部分については学校経営上ももう少し経験のあるものがというところから、校内にいらっしゃる普通教室以外の特別支援の先生にもお手伝いいただいております。今まで少人数学級というものを実施してきております。ただ特別支援に関しては特別支援のためのその教員配置というところからですね、現在、先だって総務常任委員会でもこの部分についてはご質問いただき、今後、道教委とも実際、十分協議したいというふうに回答したところなんですけど、先日行ってまいりましたが、それに関してはですね、十勝教育部も少しお時間くださいという状況になっておりまして、今ここで返答できるものはないということでございます。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。はい、加納議員。

○5 番（加納茂）

ということは今、道の方で検討中ということですね。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

大前教育課長。

○学校教育課長（大前健也）

はい、あの検討中、少し検討するにあたって本庁と協議する時間も必要なのでどのような投げかけでその話を進めていくことが望ましいかということもありまして、検討する時間を欲しいというふうにこの間、答えられております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

この件についてはね、あの私の方にも相談がありました。これやっぱあの道教委が採用して置いている教員ですから、権限的には学校長が学校経営の中でどういうふうにするか、その裁量がね、いってみれば特学、そういう教員を普通学級の担任にしていると。ただ問題はね、それじゃあ、そこに該当する子どもたちが、昔は特別教室が別にあったんですがね、今ほとんどそれが一緒になってやっているような感じですよ。ご父兄の方もね、普通教室で学ばして欲しいというのがかなりの以前の私は承知している状況の中ではね、そういう状況だと。それを学校がね、そういう状況を見ながら採用して今日まで上手にやってきたと。それについて指摘を受けたということなんですよ。ですから私は指摘があつてだめであればそれはやめざるを得ないというふうに思っていますし、学校の方からも来年度についてのその配置等々について相談来てますから。それに従っていままで2学級分けていた場合でも1学級でやらざるを得ないというふうに思っております。以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

次に進みます。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかになければ次に進みます。

9 款 教育費 4 項 社会教育費 9 1 ページから
5 項 保健体育費 9 6 ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

91ページからの教育費、4項、社会教育費から、教育費の最後96ページまでとします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかになければ次に進みます。

10款	公債費	97ページから
11款	諸支出金	
12款	災害復旧費	
13款	予備費	98ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

97ページの10款、公債費から、11款、諸支出金、12款、災害復旧費、13款、予備費98ページまでとします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかになければ次に進みます。次に進み歳入に入ります。

歳入	1款	町税	9ページから
	2款	地方譲与税	
	3款	利子割交付金	
	4款	配当割交付金	
	5款	株式等譲渡所得割交付金	
	6款	地方消費税交付金	
	7款	自動車取得税交付金	
	8款	国有提供施設等所在市町村助成交付金	
	9款	地方特例交付金	
	10款	地方交付税	
	11款	交通安全対策特別交付金	
	12款	分担金及び負担金	
	13款	使用料及び手数料	
	14款	国庫支出金	

15款 道支出金

16款 財産収入

17款 寄附金

18款 繰入金

19款 繰越金

20款 諸収入

21款 町債

40ページまで

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

9ページ1款、町税から、21款、町債40ページまでの歳入全般とします。質疑ありませんか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑なしと認めます。これで認定第1号に対する質疑を終わります。

特別会計の審査に入ります。

認定第2号 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する
質疑

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第2号、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する質疑を行います。歳入歳出全般について103ページから119ページまで一括行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑なしと認めます。これで認定第2号に対する質疑を終わります。次に進みます。

認定第3号 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出に対する質疑

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第3号、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出に対する質疑を行います。歳入歳出全般について123ページから127ページまで一括行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑なしと認めます。これで認定第3号に対する質疑を終わります。次に進みます。

認定第4号 平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出に対する質疑

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第4号、平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出に対する質疑を行います。歳入歳出全般について131ページから139ページまで一括行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑なしと認めます。ここで認定第4号に対する質疑を終わります。次に進みます。

認定第5号 平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出に対する質疑

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第5号、平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出に対する質疑を行います。歳入歳出全般について143ページから155ページまで一括行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑なしと認めます。これで認定第5号に対する質疑を終わります。次に進みます。

認定第6号 平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出に対する質疑

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第6号、平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出に対する質疑を行います。歳入歳出全般について159ページから163ページまで一括行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑なしと認めます。これで認定第6号に対する質疑を終わります。次に進みます。

認定第7号 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出に対する質疑

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第7号、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出に対する

質疑を行います。別冊の歳入、歳出全般について一括行います。質疑ありませんか。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

10ページ、ちょっと中で、ちょっとわからない点がありましたのでお尋ねしたいと思います。支出の方で雑損失で、その他雑損失っていうのがあります。2, 177万5, 938円、これの内容についてちょっとお尋ねしたいんです。それとこれに対する例えば収入、収入予算はその前のページの8ページにありますけれども、医業外収益の5番に744万5千何とありますけれどもこの関連がわからないのでお尋ねしたいと思います。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

菊池病院事務長。

○病院事務長（菊池光浩）

はい、畑議員からのご質問にお答えさせていただきます、雑損失の内訳についてというご質問かと思いますが、ご答弁をさせていただきたいと思います。雑損失というのは畑議員、ご案内のとおり、日々、あの消費税の借受消費税、あるいは仮払消費税、それぞれの日々の取り扱いのものでありまして、最終的にはですね、消費税というのは病院の場合は第5種サービス業医療業ということに定められております。2年ほど前から簡易課税の申告をしているわけでありまして、実質は法に定められた消費税の申告、あるいは納付という形になります。そこでこの雑損失を処理する場合については、預かり消費税、借受消費税から仮払消費税、それからその後に納付する消費税を差し引いたものを貸借対照表上で損失という処理をするものであります。それぞれ具体的な数字はありますが本年度の27年度の仮払消費税は具体的な数字を申し上げますが2, 292万4, 790円、失礼しました。2, 292万4, 792円。それから借受消費税を引きます。229万7, 454円であります。これはそれぞれ1ページ、2ページの右側の方に数字を掲載してありますが、その後、消費税の納付額、27年度にありましては114万8, 600円であります。これを差し引きしまして本年度の雑損失額は2, 177万5, 938円となっているものであります。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

畑議員、よろしいですか。ほか5番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

病院の薬品の関係であのジェネリック薬品に対する対応はどのようになっているかちよ

っとお聞きします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

菊池病院事務長。

○病院事務長（菊池光浩）

はい。加納議員の後発医薬品、ジェネリック薬品の関係についてご質問いただきましたのでご答弁をさせていただきたいと思います。ご案内のとおり新薬といわれるもの、おおよそ7年と言われておりますが、これが大体、特許の方を持っているのが大体7年と言われております。その後その新薬の中、いわゆる成分等をですね、自分の会社、あるいは他の会社等が製品開発をして後発医薬品として販売するものをジェネリックと通称言われております。今般、厚生労働省の指針でも60%以上、あるいは先達への閣議でもですね、平成29年までには80%まで後発医薬品を使いなさいというようなことが示されております。うちの場合はですね、当院の場合は大体800種類の薬品を持っております。先達への3カ月、以前3カ月の数字を調べたところですね、数量で、うちの場合は金額ベースではなく数量ベースで大体33.5%。先月も出しました。現在は34%になっております。厚生労働省では60%と言われておりますので、医局会議等々でですね、後発品はこういった種類がありますよということをですね、薬剤師から医師の方に示すような形を取ってですね、どんどん進めていきたいと思っております。いずれにしても患者さんにですね、選んでもらえるように示して、ドクターの方からもそのような説明をするような体制を取っているところであります。今後も60%に当面向けてやりたいと思っております。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

加納議員、よろしいですか。ほか、そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかに質疑なしと認めます。これで認定第7号に対する質疑を終わります。次に進みます。

認定第8号 平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算に対する
質疑

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第8号、平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算に対する

質疑を行います。歳入歳出全般について、別冊の歳入、歳出全般について一括行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで認定第8号に対する質疑を終わります。

平成27年度各会計歳入歳出決算8件についての総括質疑

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより平成27年度各会計歳入歳出決算8件について、総括質疑を行います。質疑ありませんか。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

はい、行政評価についてです。第6期鹿追町総合計画実施計画、事業評価シート並びに実施計画書、そして教育委員会の施策・事業の評価調書についてなんですけれども、平成28年度から第6期総合計画の後期5カ年に入りますけれども、この行政評価についての見直しを考えられているかどうか、工夫の余地があると思いますがそのあたり教えていただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課課長（渡辺利信）

行政評価、後期の年ということでいろいろ考えておりますが現状ではですね、具体的に何をやるかということは、考えてはまだいない状況ではございますが、なるべくですね、行政に反映できるようなですね、ことをやっていきたいと思っておりますので、これから内部でですね、意見を詰めてですね、どういう評価が最も効果的なのかも含めてですね、検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

山口議員。

○1番（山口優子）

行政評価につきまして、私、政務活動費を使わせていただいて研修にいかせていただきました。そこで学んで研修してきたことを含め、鹿追町の行政評価にも工夫する余地があると思い、提案も含め少し述べさせていただきます。鹿追町の総合計画実施計画、事業評価シートなんですけれども、これ418事業ありましてそれが実施計画書に1冊にまとまっているんですけれども、これを拝見しますと一番大事な事業の効果の所に何々を実施した

というふうにあったりします。事業評価シートは事業の成果の報告書でもありますので事業の成果、事業の効果としては行政の仕事、行政のその仕事をしたことについてその結果、地域の状態や住民生活の質がどのように変化をしたのか、どういふふうになくなって、どういふふうに住民の福祉の向上に繋がったのかということが効果の欄に書いていただきたいと思います。先ほど移住の関係の所でもちょっと触れさせていただいたんですけども、例えば移住の体験が果たして実際の移住に結びついているのかどうか。また啓発、啓蒙するという目標に対して広報しかおいで1ページ情報を提供しただけで、それが果たして啓発ができて、意識の高揚に実際に繋がったのかどうかという所の効果の検証をしていただきたいと思います。その総合評価についてもA評価が5割、Bの評価が3割ということなんですけど、その評価に関わらず、たとえばC評価であっても、今後の方向性、事業の内容については現状維持、事業の規模については現状維持となっているものがほとんどなんです。現状維持をすることによって年々達成率が上がっていつているのであれば現状維持でも良いかと思うんですけども、目標に対する到達度、達成度が書かれていないのでその上位の施策に対するその事業の貢献度ですとか、年々目標に対して達成していつてるよと、10年間の総合計画または後期の5年の総合計画で達成度が高まっていつてるよというところが、この評価シートだけではちょっと見えないので、そういうところも項目として加えていけばどうかなと思います。その事業の目的と意図に矛盾しない指標というものを徹底することが当該事業を評価する時に大事な視点であるというふうに研修を受けてまいりました。総合評価についても先進地事例として名古屋市の事例を研修してきたんですけども、そちらではAの評価をつけるとそれは事業の目的は達成された、その解決すべき課題はもうないというふうになってしまっていて、次年度から予算が減額されてしまうという仕組みだそうです。予算の現状維持や増額を目指すのであればB評価やC評価をつけて、自ら事業の課題を見つけ出して改善案を提示しないと予算の増額の要求というのできないという仕組みになっているということでした。あの事業評価シートについても教育委員会の施策事業の評価調書についても課題や今後の方向性ということで課題と実際にされた実施の内容、後、効果というのが欄と内容が矛盾している点がちょっと多々ありますので、課題は課題として1つ欄を設けて、こういう課題があると。それに対してこういうことを実施した。その結果こういう効果があったというふうに分けてわかりやすく書いていただければどうかと思ひまして、提案も含め述べさせていただきました、以上です。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課課長（渡辺利信）

はい。事業評価につきましては、正直言って時間がなくて短期間で各課にまとめて出してくださいということをお願いしておりますので、中身についてですね、十分足りない部分もあったということに反省してございます。今後につきましてはですね、ある程度時間を設け、効果とか成果の内容についてもですね、もうちょっと現課で詰めてですね、書けるような形の指導をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

大前教育課長。

○学校教育課長（大前健也）

教育委員会の施策評価についてもご提案いただきましてありがとうございます。おっしゃるように課題というものをですね、位置付けが私どもも一覧設けてないのは事実で、昨年実施した結果、こんなことが課題であったり言葉でまとめてしまっているのも事実でございますので、私どもも総合計画と合わせましてですね、明確になるよう進めてまいりたいと考えております。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。ほか、8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

午前中にも質問しましたがけれども、総括としてはですね、あの地域防災とかそういう観点から結びつけて質問いたします。今年はですね、相次ぐ台風など自然災害によってですね、畑とか山林それから道路や河川などそれに留まらず、住宅とか農業施設等の基幹産業である農業の減収がですね、非常に相当心配されているわけですが、ここ数年拡大してくる、しておりますですね、台風後のですね、風倒木の被害とかですね、植林されない、先ほど言いましたけれども、原野のまんま植林されないで原野に戻っている、そういう状態の山林地が増えてきているわけですがけれども、その中で河川とか明渠排水路にひく、ひけるですね、伸び放題の雑木とかですね、そういうものが今年のような大雨でですね、それが流れる。流木となってですね、それが影響して橋とか道路の障害物となってさらに被害を拡大したというふうに繋がったようにもそういう要因になってるように思うわけです。やっぱり、あの国土利用とかそういう観点から言いますとですね、山林とかそう

いうものはですね、林地更新がちゃんとやられることですね。山林というのは緑のダムだというふうにも言われております。山地のですね、そういったものの植林することによって保水力を十分高めていくとかですね、河川とか明渠なんかの雑木を定期的にですね、こうまめに管理、処理することがですね、畑なんかの保水機能、排水機能保持にも繋がっていくわけだということを改めて知らされたわけですけども、そこで災害にこう、これからはですね、100年に一度のやつが段々と近づいてくるわけですがですね、災害に強い地域づくりをし、進めていくための必要な対応というか、必要な心構えといえますか、そういうことですね、まず自ら自助として日頃備えるべき対応、考えておくべき自助の努力、それから共助としてですね、集落であるとか地域であるとかそういった集団でですね、対処できるものはどういうものか、それからまた公助としてですね、国とか町とか道の協力を得ながらですね対策をどう進めていくか、そういったことについてですね、総括として質問いたします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

松本副町長。

○副町長（松本新吾）

はい。今、ただ今の狩野議員のご質問にお答えしたいと思います。今回の台風においてですね、然別川においても旧紅葉橋等々ですね、被害を受けておりますし、橋柱、柱にはですね、大きな流木が架かったままの状態になっているというのは皆さんご存知のとおりだと思います。そんな中でですね、鹿追町ではですね、町の中の防災としまして防災委員をそれぞれ行政区に配置させていただいております。この主旨につきましてはただ今、狩野議員さんがおっしゃいましたとおりに自助、共助、公助、この3つをですね、組み合わせながらそれぞれが地域の中で助け合い、自ら行動し、ということですね、大きな目標として取り組んでいるところであります。今後もですね、この防災委員、もっともっとですね、活躍、変な意味ではなくてですね、それぞれが助け合うためのですね、活躍をしていただけるようにですね、行政としてもお願い、そして指導、そして我々もですね、一緒になって行動していかなければならないというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

よろしいですか。狩野議員。

○8番（狩野正雄）

公助としてですね、当面どういった対策、あの激甚災害に指定されるこの地域だと思っ
たんですけども、そういった今わかる程度ですね、激甚災害でこういった対策が講じら
れるとかいうものをわかりましたらですね、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

松本副町長。

○副町長（松本新吾）

私もですね、こういった激甚災害というような指定、新聞報道でもですね、今回の四台
風について、激甚の指定がされるという報道は見ております。行政マンとしてですね、災
害に遭遇したのは私も今回が初めてであります。ただ激甚災害が指定されてもですね、全
ての被害が救われるわけではない、ということも明確になっております。これはですね、
それぞれ今、新聞紙上見ますと、それぞれの町が農業被害、あるいは土木被害がいくらあ
るというような報道がされておりますけれども、わが町でもですね、9月の当初でもす
ね、補正させていただきましたすし、最終日にもですね、災害対応の復旧費として補正
をさせていただく予定にあります。その金額につきましては億を超えている状況にありま
すし、今後もですね、災害についての対応を出さなければならない個所というのはまだ明
確になっていないところもありますので、今後もそういった補正等も必要になってくる
と思います。ただそれぞれ災害の中でですね、その町の災害の状況が金額ベースです
ね、どのような状況になっているのか、ということも対象の基準になっているというふうにも
お聞きしておりますし、それらの査定もですね、今後、具体的に国、あるいは道の職員等々
によってですね、されるのかなというふうに思っておりますので、わが町としては具体的
にこういうものが激甚災害によって救われるというものがまだ明確になっておりませ
んけれども、いずれにしましてもわが町の災害、新得、清水、芽室、他の町の比べるとす
ね、全体的にはですね、被害額としては少ないのかなという中にありますが、それでもす
ね、鹿追町、被害が出ております。そういった対策をこれからその中でどれだけ受け入れて
もらえるのか、救っていただけるのか今後要望し、具体的にですね、話を進めていって確定
させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あの副長、お話したとおりであります。ただあの本町でもね、防災のための今回、いち

早い手を打っております。ご案内のようにあの21線ですか、21線、それからその下の15線、そして保安林を挟んでもう1本入れてますね。それから11線、10線、9線と然別川に向けて今は明渠でありますけれども、これらに対する経費は相当掛かっております。それからもう1つはおかげ様で、畑が流出をしたとそういうことはありませんけれどもね、いわゆるそういうことをやったことによって防災ということでは、床上浸水だとかそういうことについても土嚢をいち早くですね、持って行った、あるいは風倒木の処理についてもですね、担当は本当に寝ずのがんばりをしてですね、やった結果がね、今日の鹿追町の今回の台風における、なんていうかな影響というふうに思っています。降った雨の量は大きな被災を受けたところよりもですね、本町の量の方が多いんですよ、実は。4百数十ミリですから。他の方は200、300ですから。そうした時にですね、この激甚というものがどういう見方をするのか。防災をしっかりやってそういうことをいち早く本当にあの秒を争うというか、時間を争うような状況の中で業者が対応した、それを指揮した町ですね、そういうような状況の中でやった結果がなかったから激甚ではないという評価をされたんでは、私は堪ったものではないなというふうに思っておりますんで、これらの今すでに行なった数本の排水等々については、何とかですね、そういう中でしっかりと対策、経費の問題でありますけれども、うってもらえるような、そういう評価をしていただくというふうに考えているところであります。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかありませんか。10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

本町の福祉政策というのは健康寿命を延命しさらに健康で安心して生活できるまちづくりというのが基本にあるわけですが、そこで午前中も聞きましたけれども、地域包括ケアっていうのは、これは18年から制定されていて義務付けというか制定されていて、古くて新しい問題の1つなんですけれども、町長も先般、敬寿会の中で国は今、医療費、100兆円を超えていると。しかし本町においては全道から見ても非常に低い医療費、一人あたりの医療費負担をしているという状況の中で推移してるんだよということをお話されていましたが、ご存知のとおり2025年問題っていうのが今、浮上しているわけです。私も含めて、後10年弱で75歳以上、いわゆる、後期高齢者割合が一番ピークになるということ。それで午前中、なぜその人口推計ということをお聞きしたかというところ当然これはまち、人、仕事の中ですでに推計されている内容だというふうに把握しているわ

けです。そこでこのままでいきますと国は医療費においても25年には約1.5倍、148億、介護費においても1.2倍程度になるだろうという推計がすでに出されているわけですが、介護、医療、介護のみならず、さらに生活支援という部分が新たに加わってきたのと高齢者と子どもの関係、子育て、それから障がい者の方の支援といったものが新たに加わってきているわけで、厚労省は基準を設けていないわけです。なぜかという地域の実態、それから地域の将来、環境といったものを地域で一番把握している地域の自治体、地域がそれに沿った形のケアシステムを構築してくださいという流れになっていようかと思います。そこでやっぱりある位置からだけでやろうとすると、どうしてもその法令に準じた範囲の中でしかやっぱり取り組みができないということになってくると、先ほどもありましたようにそれが法令上の問題となったら総務だったり、企画だったり、子育て支援ということになると、教育ということになってこようかと思うんですけども、そこでやはりあの法令でできる以外の、できる政策の提案なり決定、これをできるのはやはりその法で縛られている中の行政職員ではなくて、時の組長の決定、判断ということが当然求められてくるわけですが、その辺、今後、先ほどスケジュール等についても担当課長からは説明ありましたが、将来に向けてどのような福祉政策を判断しケアシステムの構築を持っていくのかということをご答弁をいただきたいと思います。

○町長（吉田弘志）

福祉全体ですけれどもあの福祉というものはですね、どこまでやらなきゃならない社会保障、どこまでやらなきゃならないその決めというものはないですね。最低保障、最低生活を営む権利を有するということは憲法で保障されています。それじゃあ最低生活ってどこまでが最低でそれ以上がそうでないのかっていう話になるとね、非常に難しい。ですから、大体は国が行う福祉についてはより高ければそれはそれ。その方が好ましい。そういう見解ですよ。ですから福祉っていうのは高ければ高いほど良い。財政の許す限り高い方がいい、ということの中でのあれですから。だからそのどこに基準を置くかというね、ことについては非常に難しい問題だなというふうに思っています。そこであの国民健康保険にしても社会保険にしてもね、これは国が一応、枠をはめてですね、税金を徴収してそれに見合った給付、国の財源も加えながらやられているわけでありまして、これもね、正直言って今、国の1年の予算の半分近くが医療費という規模まで増えている状況の中でどういうふうにしていくのか、医療費だけでなく福祉というのはどういうふうにしていくのかということについては、これまでもいろいろ議論がありましたけれども、やっ

ぱり町全体が互いに助け合っていくというこの形をね、しっかりと作って交し合うということが大事だと思っております、行政がいっぱい金を持っているわけでもない。そういう中でやっているわけで、そこで今、私は担当の方にお話をして考えてもらっているのは行政活動、区域の活動、これをですね、もっともっと活発にする方法はないのかということで、できれば明年に向けて地域活動費というものを今までの行政区に対する区長手当てだとかそういうものではなくて、もっとレベルの高いところに目標を持ったね、そういうものを創設することはできないか、ということは今、話をしているところであります。あのこんなことっていうことである程度、具体的なお話、私のところには届いておりますけれども、これは全体のものとしてね、今、言われたように各課連携の元でどういうふうにするべきなのかということについては今後、しっかりとした話をしながら、あるいは議会の皆さん方とも協議をさせてもらう中でそういうような予算の使い方をする必要があるなど考えておりますので、今、お話したことについては、よくわかりますので検討させていただきたいというふうに思っています。以上であります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

質疑なしと認めます。これで平成27年度各会計決算8件の総括質疑を終わります。

認定第1号 平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算について

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第1号、平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することは可決されました。

認定第2号 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第2号、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することは可決されました。

認定第3号 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算について

○決算審査特別委員長

これより認定第3号、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することは可決されました。

認定第4号 平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算について

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第4号、平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することは可決されました。

認定第5号 平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算について

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第5号、平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することは可決されました。

認定第6号 平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

これより認定第6号、平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することは可決されました。

認定第7号 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算について

○決算審査特別委員長

これより認定第7号、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することは可決されました。

認定第8号 平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算について

○決算審査特別委員長

これより認定第8号、平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することは可決されました。

以上をもって本委員会に付託されました平成27年度各会計8件の決算審査は全部終了しました。これで平成27年度各会計決算審査特別委員会を閉会します。

○議会事務局長（黒井敦志）

ここで、台蔵征一決算審査特別委員長よりご挨拶があります。

○決算審査特別委員長（台蔵征一）

町民目線に立っての真剣な議員の質疑と緊張感を持って真剣にご答弁されました町長、職員皆様、ご苦労様でございました。今回の台風災害で今までしっかり事業を入れて対策をしてきた所とやっていない所がはっきりとわかりました。これからも台風による災害復旧のため忙しい毎日が続くと思いますが、健康に留意されしっかりと進めていただきたいと思います。ご苦労様でございました。

○議会事務局長（黒井敦志）

次に、吉田弘志町長よりご挨拶をいただきます。

○町長（吉田弘志）

今日、9時半から決算審査特別委員会、台蔵委員長の下で進められてまいりました。非常に熱心な中身の濃い議論がされまして、予定日を繰り上げての今、閉会になるわけでありましてけれども、心から皆様方のご指導に対して感謝を申し上げる次第であります。今、お話のあったとおり今回の台風等々については集中的にこの北海道、十勝を襲ってきたという状況でありますけれども、私はこの状況というのはこれからですね、益々、私は高まってくるのではないかというふうに思っております。太陽の黒点等々の影響等々、あるいは地球温暖化、これが北極圏における氷が解けて黒い土が出てくる。堆積されたこれまでの表土が発酵してメタンガスを出していく。これが海水の温度を上げて局地的な大雨を降らせているというのがこの台風のメカニズムのようでありましてけれども、私は鹿追町、環境については一所懸命、考えながら進めさせていただいているというふうに思っております。バイオガスプラントについても、循環型農業の確立ということでの考え方から基づいて出ているものでありますし、それを利用しての水素ガスの開発ということも、これは国の事業でありますけれどもわが町にとってはもちろんでありますけれども、今後、この地球上のですね、そういう温暖化を防止をしていく。そういう点では大きく貢献をするものであろうというふうに思っているところであります。小さな自治体といえどもですね、そういう理想、そういうものを追求していく、高いそういう視点に目線をおいた行政の推進というものが必要というふうに考えておりますので、先ほど来からですね、住民の福祉、医療等々の向上も、そうした中で私は政策でなければならないというふうに考えておりますので、どうか今後ともですね、ご指導賜りますようによろしくお願い申し上げますと同時に、条例機関の皆さん方のご協力、そして今回の台風にも一所懸命がんばってくれた職員に対しても心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

閉会 14時04分